

## 第二章 日本体育会体操学校への改組と体操教員養成の本格化

明治二十六年三月にその設置をみた日本体育会体操練習所は、日本体育会に対する補助金交付の条件として国の提示する基準に基づいて施設および規則を整備するよう義務づけられた。その結果、『運動修練施設』としての体操練習所は『学校』としての体裁を整えることになり、日本体育会体操学校として新たな歴史を刻むこととなった。

いっぽう、この体操学校への昇格よりもやや遅れて、日本体育会は社団法人日本体育会へと改組され、体操学校の維持・経営は社団法人日本体育会の事業の一つとして継承されていた。したがって、日本体育会体操学校の歴史は社団法人日本体育会とともに刻まれていくことになったといえよう。

第一部で詳細に論じたように、社団法人日本体育会は国庫補助金が交付されている時期にあつては事業の拡大を図るなど会としての発展をみたが、当該補助金の打ち切りとともに低迷を余儀無くされている。低迷の時期は概ね明治四十四年ころから昭和十五年に至る期間であるが、社団法人日本体育会四〇年の実に四分の三に及ぶ時期が低迷期ということになる。この低迷の時期に唯一継続できた事業は学校経営事業であつた。それは荏原中学校、日本体育会体操学校、体操学校女子部、大井幼稚園および六郷幼稚園の経営である。しかし、だからといって、その学校経営事業は順風満帆ではなかつたし、廃校の危機にも直面しているといわねばならない。当然、体操学校および体操学校女子部にもその危機が訪れている。したがって、社団法人日本体育会の消長がそのまま体操学校の浮沈となつて跳ね返ってきたとみることができるといふわけである。

そこで本章では体操学校の浮き沈みを軸にしながら、体操学校が果たした社会的な役割や、学生たちの課外活動に関して点描していくことにしたい。

## 第一節 日本体育会体操学校への改組

明治三十三年五月一日、日本体育会は本会事業の一つとしてその経営にあたってきた「日本体育会体操練習所」を各種学校へと改組し、日本体育会体操学校と改称した。この教員養成機関の改組は文部省の指示によるものであったが、この学校を経営する母体たる日本体育会の改組も同時に国が期待したとみるのが自然であろう。明治三十四年九月二十一日、日本体育会は社団法人へと改組され、開かれた組織となった。したがって、体操練習所が改組されたときのほうが日本体育会が改組された時よりも早かったわけである。しかし、最初の一年間を除けば日本体育会体操学校と社団法人日本体育会とはその歴史を共有してきたことや、体操学校が「社団法人」日本体育会によって経営されてきたことが留意されねばならない。そこで、ここでは経営母体であるが故に、日本体育会の社団法人化をまずもって取り上げ、次いで日本体育会体操学校の設置について立ち入ってみることにしたい。

### 第一項 社団法人日本体育会の結成とその消長

第一部の『学校法人日本体育会の沿革』で触れられているように、日本体育会の社団法人化は本会が国庫補助金の交付団体となった時点から始まっているといえる。それは従来の私的団体である本会に公的性格が付与されたか

らである。しかし、その組織替えは直ちに実現せず、国庫補助金交付の指令書が本会に通知されてから二年半の歳月を必要とした。明治三十四年三月十九日、日本体育会は評議員会を開催して社団法人日本体育会の定款を確定、同年七月に文部省と社団法人化についての交渉を図り、八月七日に文部大臣に対して社団法人日本体育会の設立認可の申請書を提出した。しかし、本会の会務に問題を抱えていたために、その認可が下されるまでに一か月余の時間を要している。念願が成就したのは、すでに述べたように、明治三十四年九月二十一日であった。

かくて、私的団体でしかなかった日本体育会は社団法人へと改組され、本来の事業の推進に大きな弾みを得ることになった。国庫補助金を受領しているときは、会の発展は目覚ましく、全国各地に支会が結ばれ、国民体育を振興するに相応しい団体へと発展を続けていく。しかし、その国庫補助金の交付が打ち切られてからは本会の財政に陰りが見えはじめ、斜陽化の時代を迎えることになった。その現れは牛が淵の本部を大井村へと移転したことにみられる。その大井時代から、本会が目指してきた民間体育の奨励をはかるための模範体操場の設置、遊泳場の開設などの事業は次第に沈滞化し、本会が第一義的な事業に選んでこなかった学校経営の事業が中心的な事業の地位を占めるようになっていく。この点では体操学校およびその付属校として設置された荏原中学校は本会の救世主となつたとみることができそうである。

しかし、経営母体たる日本体育会の財政の困窮は体操学校の経営にも影響を与えずにはおかなかった。日本体育会の牛が淵から大井村への移転はほかならぬ体操学校の移転を意味していたが、市街地から田舎への移転は入学志願者の激減を招くことにつながり、結果として収入の先細りを生み出していったからである。この負の傾向が回復するのは大井村が町として発展するまでまたねばならなかった。しかし、体操学校への入学志願者が漸次増えはじ

めたとはいえ、体操学校を専門学校へと改組するだけの財政的ゆとりを日本体育会は持つことができなかつた。大正期に専門学校化が実現していれば、この時期に大学への道が拓かれたかもしれないのである。歴史に「もし」は禁物であるが、大正七年に「大学令」が公布され、それまで「専門学校令」（明治三十六年公布）に基づいて設置されていた専門学校の多くは大学への昇格を果していることを勘案したときに、体操専門の学校であるとはいえ、大学への昇格の可能性がなかつたとはいえないからである。ところが、この時期の本会は財政上の危機に直面し、会の存続に暗雲が立ち込めはじめ、体操学校の昇格を考える余裕を失っていたといえよう。

このように、日本体育会体操学校の発展は社団法人日本体育会の経営的基盤の安定が前提となつてきたとみることができる。したがって、第一部で描かれたように社団法人日本体育会の消長はそのまま日本体育会体操学校の浮沈となつて現れたとみることができよう。そこで、まずもつて文部省直轄の各種学校として改組された日本体育会体操学校の内容をその学則から垣間見ることにしよう。

## 第二項 各種学校としての日本体育会体操学校の誕生とその学則

すでに触れてきたように、日本体育会体操学校は日本体育会体操練習所をベースにして築き上げられた。その契機は日本体育会が国庫補助金を交付されたことであつた。補助金交付の条件として、当該体操練習所の改善が「命令書」を通して指示されたのである。具体的には「日本体育会体操練習所規則」を当該「命令書」に沿つて改正することであつた。その第一の要求は「体操教員ヲ養成スル為メ体操練習所ヲ設クヘシ」（『命令書』第一条）として示され、単なる練習施設の域を脱却すること、すなわち「当練習所ハ諸学校教員及将来教員タラント欲スル者等ヲ

教授スル所トス」(『練習所規則』第一条)から教員を養成する機関として組織替えを図ることが命ぜられた。『命令書』第二条は教科目・修業年限・週当たりの授業時間について指示したものであるが、これも練習所規則の第四条・第九条・第十条を改正することによって対応されている。さらに『命令書』第三条を通して入学資格年齢の改正が求められている。すなわち、ここでは「体操練習所ニ入学セシムル者ハ年齢十八年以上ニシテ高等小学校本科准教員又ハ中学校第三学年修了以上ノ学力ヲ有スル者タルヘシ」と規定されており、体操練習所規則第五条「本科及撰科ノ生徒タル者ハ年齢十五歳以上ニシテ品行端正規則ヲ遵守シ入学試験ニ及第シタル者トス」の改正が迫られたといえよう。このように『命令書』の第一条から第三条にわたる命令内容にそって、「日本体育会体操練習所規則」が改正されたわけである。

いっぽう、明治三十二年八月四日、文部省普通学務局は上記『命令書』第八条に基づき「模範体操場設備標準」を定め、これを日本体育会に通知した。したがって、本通知は当該命令書と同等の強制力を有していたといわねばならない。その結果、「明治三十二年七月、麴町区飯田町一丁目字牛が淵の靖国神社付属地二、〇〇〇坪(六、六〇〇平方メートル)を借用し、翌八月から本会事務所、体操練習所、模範体操場の建設に着手」(『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』)するに及んでいる。その模範体操場はいうまでもなく体操練習所の運動施設として利用されることになった。したがって、実質的には体操練習所の運動施設として模範体操場が建設されたといえそうである。

このようにして、日本体育会体操練習所規則が『命令書』に沿って改正されるとともに、併せて体操練習所の諸施設も建設されるに及んだ。この規則改正と施設の建設が同時に進行せしめられ、明治三十三年四月三十日に新大

地の牛が淵で新校舎・模範体操場が竣工したのを見計らって、同年五月一日に体操学校としての申請を文部大臣に行っている。その認可を四日後の五月五日に受け、六日には落成式を挙行するにおよんでいる。ここに日本体育会体操学校が誕生した。その記念すべき学則は、今に伝えられていないのでここに掲げることはできない。

文部省の認可を得て、日本体育会体操練習所が日本体育会体操学校として改組され、立派に「各種学校」の仲間入りを果しているのだから、認可を受けた筈の学則が存在しないわけがないといえよう。現実には官庁の認可綴りの中に当該学則がみあたらないのだから、折衝中の状態で認可が下されたと見做すことも可能である。とすれば、次に掲げる「学則」（「日本体育会体操学校規則」は最初の誉れ高い地位にあるといわねばならない。この学則は明治三十三年七月に設立者日高藤吉郎から改正が申請され、同年八月に一部を修正して文部大臣の認可が得られている。この「学則」を『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』は「本科と別科時代の学則」として特徴づけ、体操学校の「高等科と普通科への改組」を暗示した。とまれ、次に明治三十三年八月に文部大臣の認可が得られた学則を取り上げるとこにしよう。

## 日本体育会体操学校規則

### 第一章 総則

- 第一条 体操学校ハ体育専門ノ学科術科ヲ教授シ体操教員ヲ養成スル所トス
- 第二条 教科ヲ分チテ本科別科ノ二種トス
- 第三条 修業年限ハ本科一ケ年別科六ヶ月トス
- 第四条 生徒ノ定員ハ本科別科各百名トス

第五條 生徒タルコトヲ得ヘキ者ハ年令十八年以上ニシテ品行方正身體健全入學規定ニ相当スル者トス

第六條 本科優等卒業生ハ明治三十三年文部省第十号ニ依リ無試験檢定ヲ受クルコトヲ得

第二章 教科及授業時間

第七條 本科ノ學術科目左ノ如シ

一 倫理 一 教育学 一 物理化学 一 生理衛生付救急療法 一 普通体操ニ関スル学

術科 一 兵式体操ニ関スル学科

一 普通体操 一 遊戲法 一 兵式体操 一 兵式教練 一 射擊 一 銃劍術 一 唱

歌

遊泳術、漕艇術、劍術ハ随意科トシテ課ス

第八條 別科ノ學術科目左ノ如シ

一 倫理 一 教育学 一 生理衛生

術科

一 普通体操 一 遊戲法 一 兵式体操 一 兵式教練

一 唱歌 一 射擊

第九條 授業時間ハ各科トモ毎週三十時乃至三十五時間トス

第十條 本科ヲ卒業シ尚ホ學術科ヲ研究セントス者ノ為ニ研究科ヲ置ク

第十一條 研究科ニ於テハ本科所定ノ学科術科中ニ就キ其一科若シクハ數科ヲ研究スルモノトス

第十二條 学科術科ノ中其一科若シクハ數科ヲ選修スルモノヲ選科生トス

第三章 学年、学期、休業

第十三条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ルモノトス

第十四条 学年ヲ前後ノ二学期ニ分ツ

前学期ハ四月一日ヨリ始マリ九月三十日ニ終ル

後学期ハ十月一日ヨリ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第十五条 休業日ハ左ノ如シ

日曜日 大祭日 祝日 日本体育会創立記念日

夏期ハ八月一日ヨリ八月三十一日迄

冬期ハ十二月二十八日ヨリ翌年一月七日迄

第四章 入学、退学

第十六条 定期入学ハ毎年四月十月ノ二期トス

但シ本科ヲ除クノ外臨時入学ヲ許可シ試験ノ上相当ノ学期ニ編入スルコトアルヘシ

第十七条 左ノ資格ヲ有スル者ハ本科ニ無試験入学ヲ許ス

一 高等小学校本科正教員又ハ尋常小学校本科正教員ノ免許状ヲ有スル者

二 高等小学校本科准教員ノ免許状ヲ有スル者

三 元陸軍教導団歩兵科卒業生

四 陸軍歩兵科下士任官後滿四ケ年以上現役ニ服シタル者

五 本校別科ノ卒業証書ヲ有スル者又ハ小学校体操科正教員ニシテ国語数学二科目ニ関シ特別試験ニ

及第シタル者

六 中学校第三学年以上ノ修業証書ヲ有スル者

第十八条 左ノ資格ヲ有スル者ハ別科ニ無試験入学ヲ許ス

- 一 尋常小学校本科准教員及体操科准教員ノ免許状ヲ有スル者
- 二 修業年限四ヶ年ノ高等小学校卒業証書ヲ有スル者
- 三 陸軍下士

第十九条 前二条ニ該当セサル者ハ本科ハ中学校三学年、別科ハ高等小学校卒業ノ程度ニ由リ国語作文算術  
 体格ニ就キ入学試験ヲ行フ

第二十条 入学志願者ハ左ノ書式ニ依リ履歷書ヲ添ヘテ願書ヲ差出スヘシ

入学願書式(用紙半紙)

入学願書

一 私儀体操教員志願ニ付貴校何科へ入学致度依テ履歷書相添  
 へ此段相願候也

本貫住所族籍

現住所

年 月 日

本 人 姓 名

生 年 月 日

日本体育会体操学校長何某殿

履歷書(用紙半紙)

履歷書

本人住所

本人住所

何年月何所ノ誰ニ就キ何学修業

何年月何学校ニ入り何年月卒業又ハ何年級修業

何年月ヨリ何年月マテ何業経営何件ニ従事

賞罰

免許状及証書等ヲ有スル者ハ其写

右之通りニ候也

年 月 日

本人姓名

第二十一条 入学ヲ許可セラレタル者ハ保証人連署ヲ以テ入学証ヲ差出スヘシ

第二十二条 保証人ハ丁年以上ノ男子ニシテ東京市内ニ住居シ一家ヲ立テ身元確實ナル者タルヘシ

第二十三条 保証人ノ転居シタルトキハ速ニ届出ツヘシ

第二十四条 學術科進歩セス卒業ノ見込ナキモノハ退学セシム

### 第五章 試 験

第二十五条 試験ヲ分チテ学期試験及卒業試験トス

第二十六条 学期試験ハ各学期ノ終リニ於テ之ヲ施行ス

但シ各学期内ニ於テ臨時試験ヲ行フコトアルヘシ

第二十七条 卒業試験ハ修業年限ノ終リニ於テ之ヲ施行ス

卒業試験ニ併セテ後学期ノ試験ヲ行フ

第二十八条 師範学校卒業者及陸軍歩兵科下士ニシテ六ヶ月以上本科ノ学科及術科ヲ修業シ其成績佳良ナル者

ハ特ニ卒業試験ヲ受ケシムルコトアルヘシ  
第二十九条 卒業試験ニ落第スルモノハ相当ノ期間内再修セシムルモノトス

#### 第六章 賞 罰

第三十条 品行方正學術優等ノ者ニハ褒賞ヲ与フルコトアルヘシ

第三十一条 校則ニ違背シ改悛ノ状ナキモノハ譴責停学又ハ退学セシム

#### 第七章 学 資

第三十二条 入学ヲ許可セラレタルモノハ入学金一円ヲ納ム可シ

第三十三条 授業料ハ各科トモ一カ月金一円トス

第三十四条 日本体育会賛助会員ニシテ出金ノ義務ヲ了リタル者ハ入学金及授業料ヲ半額トス

第三十五条 授業料ハ毎月十日迄ニ納付ス可シ

第三十六条 疾病其他ノ事故ニ依リ欠席スルモ授業料ハ規定ノ通り納付スヘキモノトス

第三十七条 授業料納付遅滞スルトキハ保証人へ催促シ尚ホ納メサルモノハ之ヲ除名シ其金額ヲ保証人ニ弁償セシム

第二十八条 本校ニ若干ノ貸費生ヲ置ク 但シ貸費生ニ関スル細則ハ之ヲ別ニ定ム

#### 第八章 職 員

第三十九条 本校ニ左ノ職員ヲ置ク

校 長 一 名 校務ヲ管理ス

次 長 一 名 校長ヲ補佐シ校長事故アルトキハ代理ス

教 頭 二 名 教務ヲ統理ス

教 師 若干名 各科ノ教授ニ任ス

書 記 若干名 庶務會計ノ事ニ任ス

右の文部省普通学務局の主導の下で改正された日本体育会体操学校規則は、明治三十三年五月一日より、日本体育会体操練習所が、日本体育会体操学校へと改称されると同時に、文部省普通学務局管轄の「各種学校」となったことを物語るものである。その当時、「各種学校は各府県庁の管轄であり、慶応義塾なども東京府の管轄を受けていた。その中で、体操学校が文部省の管轄となったことは、当時の数少ない特例であつてさきの命令書の条項による処置とはいえ、文部省によつて、体操学校が如何に重要視されていたかを物語るものである。」（『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』）という。前節でも触れたように、日本体育会体操学校は準国立の体操教員養成機関としてスタートしたわけである。

## 第二節 日本体育会体操学校の隆盛　　↓牛が淵時代の体操学校↓

第一項 日本体育会体操学校の開校と校舎落成記念式典の挙行

各種学校としてスタートを切ることになった日本体育会体操学校の幕開けは牛が淵への日本体育会体操練習所の移転をもってはじまったが、これを記念して挙行された校舎落成記念式典は本校の華々しい門出を象徴するものもあつた。明治三十三年六月発行の『風俗画報』は式典の模様を次のように報じている。

○日本体育会の落成式　　坪川辰雄

本会は明治二十四年八月十一日の創立にして。其主意は国民全般をして。強壯事に耐ふるの体格を具備せしめ。一は殖産興業の發達を図り。一は国家緩急の日に際し。國民挙て奉公の義務を全せしむるにありといふ。本会は始め牛込区柳町二十五番地に在りしが。昨三十二年七月麴町区飯田町一丁目字牛が淵の内一千坪を借り受け。同年八月新築工事に着手し。本年四月三十日竣工せしかば。いよいよ五月六日を以て其落成式を兼ね。全国會員の大会を同処に開きたり。当日は朝来晴天なりしかば来会するもの無慮四千人の多きに至り。頗る盛況なりき。今左に其大略を記さむに。

式典は構内左方の広庭に天幕を張て之に充て正門に大緑門を造り。前通りの前後には麴町区有志の寄贈に係る。大國旗を交叉したる外。構内芝生の此処彼処に各種の余興を設けて。無数の小旗を飾るなど非常の壯觀を極めたり。此日朝来の晴天に日曜日と靖国神社例大祭日とを以てしたれば。来会者は予想外に多数なりし。特に御臨会の榮を賜はりたる閑院宮御息所殿下、久迹宮邦彦王、同妃殿下、北白川宮恒久王殿下等を始め奉りて。樺山文部大臣、野津陸軍大将、花房帝室會計審査局長、中村陸軍次官、石黒軍医總監、千家東京府知事、田村陸軍少将、松田東京市長、両院議員其他の來賓、府下各区の會員及神奈川、埼玉、千葉、大阪其他の支會員等三千余名に及びたり。斯くて式は午前十時半、第一声の喇叭を以て始まり。祭官四名、設けの祭壇に進んで祭式を執行し。終つて会長黒川中将代理副会長長川村中将起て教育勅語を捧読し。続いて会長の式辞を代読し。次に花房局長、起て同会總裁閑院宮殿下の下し賜はりたる左の御令詞を捧読す。

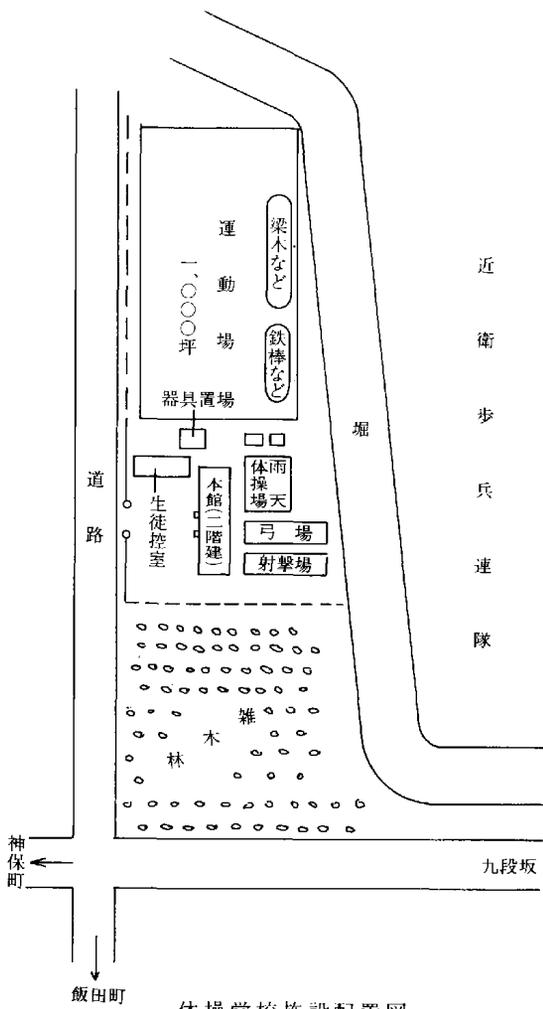
#### 御令詞

体育は國家富強の基礎なり日本体育會は其發達普及を図るを主旨とし會員諸子勵精して克く創業の艱難に耐へ遂に公論の贊同政府の補助を得て會務漸く整頓し茲に体操練習模範体操場及本會事務所等を新築し其落成式を行ひ併せて全國會員の大會を開くは余の大に悦ぶ所なり然れども本會目的の全体より之を觀れば未だ纔に其初級に達せしに過ぎずして前途尚ほ遑遠なり望むらくは會員諸子互に協力し本支會共に一致して體育を奨励し以て富強の基礎を鞏固にせむ事を

日本体育会総裁 大勲位功四級載仁親王

次いで樺山文部大臣、千家東京府知事、松田東京市長並に大阪支会長等の祝辞朗読あり。其より同会幹事長日高氏の会務一般の報告あるべき筈の処を省略して各来会者の手許に印刷物を配付し。次に川村副会長の発声にて 天皇陛下 皇后陛下の万歳を三唱し。茲に式の終りを告ぐ。時に正午前十五分。斯くて四殿下を始め奉り。来会者一同は。設けの休憩室に入りて。冷酒折詰并当の供応を受け。午後一時頃より思ひ思ひに構内を巡りて左の余興を観覧したるが。四殿下にも川村副会長の御先導にて二時頃御休息室を出でさせつ。自転車曲乗、大相撲等を御覧ありて御機謙誠に御麗はしう見上げ奉りぬ。

右の格調高い式典の後にデモンストレーションとして「式後の運動」と「余興」が行われている。前者の種目は「器械体操」「柔軟体操」「射撃」「弓術」「撃剣」「ロンテニス」「唱歌遊戯」「薙刀体操」であった。また後者は大角觥協会の寄付に係わる「大角觥」を始め、「自転車曲乗」「剣舞」「西洋手品」「栗餅曲搦」「風船」「仕舞花火」が行われている。かくて、日本体育会体操練習所が発展的に解消され、日本体育会体操学校が開校することとなったのである。それでは、牛が淵のキャンパスはどのように造営されたのであろうか。『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』が証すところによれば、体操学校の諸運動施設は模範体操場の施設と兼用されており、文部省によって指示された「模範体操場設備標準」の焼き直し版であったという。次頁に掲げる図は日本体育会体操学校施設配置図であるが、これは当該年史の執筆者が当時の学生であった矢島鐘二の談話とその当時の写真資料を材料にして再現したものである。これによって体操学校の牛が淵キャンパスをイメージすることができよう。



体操学校施設配置図

## 第二項 学科課程の改正と教員の無試験検定出願資格の課程認定

### (一) 学科課程の改正

日本体育会体操学校の学科課程は「本科」(二年課程)と「別科」(六ヶ月課程)によって編成された。この学科課程のうち本科優等卒業生には「中等教員体操科無試験検定出願資格」が認められたことによって体操学校の社会的評価は一段と高まったが、より一層の評価を得るために学科課程の大幅な改定が行われることになった。明治三十四年一月十六日、日本体育会は評議員会を開催して新学則を採択、同月十八日に文部大臣宛に学則改正の申請を行っている。これが認可は明治三十四年三月一日に受け、四月から施行することになった。なお、同年六月十一日、従来の本科生を高等科生に組み替えることが認可されている。

改正学則の特徴は修業年限(在学期間)を延長することによって高等科が中等学校体操教員養成のための課程であることを示していること、高等科・普通科のそれぞれの課程に短縮課程の「別科」を置いて文検受験者の便をはかっていること、各科目目の学年別授業時数を明示したこと、例外を認めつつも十八歳から二十五歳までと入学資格に制限を加えていること、などに見いだせよう。そこで、当該の学則「日本体育会体操学校規則」のなかから、右に指摘した特徴に関連する条文を取り上げておくことにしたい。

### 日本体育会体操学校規則

#### 第二 条

教科ヲ分チテ高等科普通科ノ二種トス高等科ハ中学校師範学校及高等女学校ノ体操教員ト為ラント欲スル者ニ之ヲ授ク

第三條 高等科及普通科ニ各々別科ヲ置ク別科ハ各々教員檢定試験ヲ受ケント欲スル者ニ之ヲ授ク  
 第八條 授業時間ハ各科トモ毎週三十時乃至三十五時間トス各科教授時間凡ソ左ノ如シ

科 別 各科教授時間表  
 高等科 普通科 普通科

學術目科 学年 第一学年 第二学年 一学年 一学年 一学期

第一学期

倫理	一	一	一	一	一	一
國語	二	二	二	二	二	二
教育	二	二	二	二	二	二
解剖生理衛生付救急療法	三	三	三	三	三	三
普通体操ニ関スル学科	一	一	一	一	一	一
兵式体操ニ関スル学科	一	一	一	一	一	一
普通体操	八	八	八	一〇	一〇	一〇
兵式体操	七	八	八	六	六	六
兵式教練	三	二	二	二	二	二
射擊	一	一	一	一	一	一
遊戯	二	二	二	二	二	二
唱歌	二	二	二	二	二	二
計	三三	三三	三〇	三〇	三〇	三〇

高等科射擊ハ第二学年第一学期ニ於テ凡ソ十回之ヲ授ク

第十四条 本校生徒タルコトヲ得ヘキ者ハ年齢十八年以上二十五年以下品行方生身体健全ニシテ左ノ資格ヲ有スルモノタルヘシ

但年齢二十五年以上ト雖モ入学前ニ於テ多少術科ヲ習得セル者ハ其技倆検定ノ上入学ヲ許可スヘシ

一 高等科及其別科

一 高等小学校本科正教員及尋常小学校本科正教員ノ免許状ヲ有スル者

二 高等小学校准教員ノ免許状ヲ有スル者

三 元陸軍教導団卒業生

四 陸軍各兵科下士任官後滿四ヶ年以上現役ニ服シタル者

五 本校普通科ノ卒業証書ヲ有スル者又ハ小学校体操科正教員ニシテ国語数学ノ二科目ニ関シ試験

ニ及第シタル者

六 中学校第三学年以上ノ修業証書ヲ有スル者

二 普通科及其別科

一 尋常小学校准教員及小学校体操科正教員ノ免許状ヲ有スル者

二 修業年限四ヶ年ノ高等小学校卒業証書ヲ有スル者

三 陸軍下士

このように体操教員に必要な学科および術科が高等科、普通科を問わず課されたことは本校卒業の体操教員の地位を向上せしめることに通ずるといえる。というのは、この教育課程の改正は体操の教員養成をする前に、学校の教員の養成を前提にしてその上に専門的知識を教授するよう配慮されていたからである。単なる体操の技術伝達者

としての体操教員ではなく、医学的基礎知識に通じた体操教員が養成せんとされたわけである。日本体育会編集の『日本之体育』（明治二十六年刊）に「体操教員タルノ修養トシテハ遺憾ナキガ如シト雖モ尚将来ニ於テハ一層其ノ程度ヲ高メ学科及ビ術科ヲ加ヘテ本校ノ卒業者ハ単ニ体操教員タルコトヲ得ルノミナラズ、併セテ修身科及ビ動物科ノ教員タルニ適スルノ資格ヲ得シメンコトヲ期セリ」と見えるのも、体操学校における教員養成の意欲を示すものといえよう。

## (二) 教員の無試験検定出願資格の課程認定にみる体操学校の高等師範学校化

日本体育会体操学校は「私立」の学校体操教員の養成機関として誕生した。ために、体操教員になるための「無試験検定出願資格」の認定を得て、これを「学校の魅力」にする努力が払われねばならなかったといわねばならない。入学志願者の確保は教育内容や教育施設・設備が如何に整備されていようと、市街地にあるというキャンパスの地理的条件、低額の納付金、体操教員資格取得のための課程認定の有無によって大きく左右されるからである。しかしこの点に関していえば、文部省のテコ入れでもって改組・転換がはかられた日本体育会体操学校は総ての条件を満たしていたといえる。課程認定にあたっては文部省のテコ入れがあったからである。ここにいたっては「私立」というよりは「国立」の機関であったとみなさねばならない。教育史家がこの時期の日本体育会および日本体育会体操学校をして「国立」の機関であったとみなしている理由は、単なる国庫補助金交付の有無による解釈ではなく、当該機関に対する国のテコ入れを見て取ったからである。その課程認定に関しては『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』に詳しく論じられているので、多少長くなるが次に引いて置くことにしたい。

明治三十三年勅令一三四号教員免許令にもとづき、明治三十三年六月一日、教員検定に関する規程が制定された（文部省令一〇号）。この規程中で、「私立日本体育会体操学校本科優等卒業生」は中等学校体操科に関し、陸軍歩兵科士官、教導団歩兵科卒、歩兵科下士官四年在任者らとともに、無試験検定出願資格が与えられた。これは、高等師範学校体操専修科卒業生などが、「文部大臣ノ指定シタル官立学校ノ卒業生及選科修了生」として無試験検定の資格を与えられたのとまったく同じ扱いであり、本校の本科優等卒業生が、在学期間わずか一年にすぎなかったにもかかわらず、体操に関しては高等師範学校と同格に扱われるようになったことを示す。本校が体操教員の養成という点でいかに重視されていたかを物語っている。

この本科優等卒業生の無試験検定出願資格は、本校が本科一年にかわる高等科一年半を設置すると、直ちに拡大して引き継がれ、明治三十四年五月九日、文部省告示一〇九号で、「私立日本体育会体操学校高等本科卒業生」に中等教員体操科無試験検定出願資格が与えられた。これは、一年間の本科の場合は優等生だけに限られていた資格が、一年半の高等科の場合は全員に与えられるようになったことを示している。なお、この「高等本科」とは、高等科に別科があったため、別科を除く意味で用いたと思われる、本校でも高等科を別科と区別するため、しばしば「高等本科」の呼称を用いている。

以来、体操学校は、中等学校体操科教員資格に関する限り、官立の高等師範学校体操専修科と同等の扱いを受ける。したがって、本校の位置づけは、各種学校の一つにすぎないが、実質的には体操に関する高等師範学校であった。

このことは、明治三十六年文部省告示三〇号に示された無試験検定指定校一覧中に、他がすべて官立学校であるにもかかわらず、全教科を通しての唯一の私立学校として、「私立日本体育会体操学校高等本科」の名がみられることから指摘できる。

また、小学校体操科教員の無試験検定出願資格は、体操練習所時代である明治二十八年以来、すでに多くの府県から与えられたが、明治三十四年になると、文部省普通学務局から各地方庁宛に、二回にわたって、本科

および別科卒業生に対して、小学校令施行規則第一一八条により、体操科に関する教員免許を付与するよう通達された(丑普甲一〇六号二月二十一日、普通丙四〇号三月十二日)。こうして、体操学校の本科と高等科は、中等学校体操教員養成課程として、別科と普通科は、小学校体操教員養成課程として、「公認」されるに至った。

なお、教員検定資格に関してみられる体操教員養成に対する文部当局の本校への期待は、生徒募集の面にも反映している。すなわち、明治三十三年八月、文部省普通学務局長から各地方庁宛に、体操教員養成の必要から体操学校生徒募集の便をはかるよう指示され(普通甲三三一九九)、翌明治三十四年一月十七日付で、小学校正教員が体操学校入学を希望する場合、休職を認めてよいかどうかという問合せが静岡県から行われたのに対して、翌二月六日に文部省から、体操学校卒業後、現在の学校で教職につくならば、体操科良教員が不足している時であるから認めてよいとの回答がなされた(丑普甲一〇八)。

このように、体操教員養成の面で、文部省が体操学校によせた期待は極めて大きかったのである。

かくみてくると、国が日本体育会体操学校に尋常でない期待をよせていたことがわかる。私立学校であることを認めながらも、高等師範学校体操専修科の機能を体操学校に持たせんとしたのである。これは教員の不足に対応するための措置であったが、これを実施に移すためには本校管轄の実質を文部省へと移管しなければならなかった。

このことは、日本体育会体操練習所時代には陸軍省管轄の体操学校の様相を呈していたものが、日本体育会体操学校時代になって文部省管轄の体操学校へと移管されている点に見い出すことができよう。当該練習所の代表者たる所長は三代続いて軍人であったのに対して、体操学校へ改組されてからは教育畑の人物が校長に就任しているからである。この方向転換はほかならぬ文部省によって達成せしめられたのだから、私立日本体育会体操学校を文部省

の外郭団体のような扱いをなし、特別に遇したとみることができよう。教員のための教員養成の私立機関、すなわち「私立高等師範体操科専修学校」は予想外にはやく誕生していたといえそうである。

### 第三項 体操学校教育の実際 〔教育体制と教育活動〕

日本体育会体操学校の初代校長に教育畑出身の吉村寅太郎が就任した。その当時は、吉村は第二中学校初代校長、文部省書記官を歴任しており、この人物の登用は体操学校の将来にとって大きな意味をもっていたと思われる。日本体育会が経営する体操教員養成機関は、それまで、陸軍将校がその代表の地位にあつたが、これを文部省と太いパイプを持つ教育家にとってかえようとするためには、並の人物では役不足であつたとみることが出来る。吉村校長の招聘は医学的合理主義に基づく体操教育を開始するための狼煙であり、軍人主導型の教育体制の終焉を告げるものであつたといえよう。この役割を果たした吉村寅太郎は二年後には本校を辞し、第四高等学校長へ栄転している。ここに文部省の意図が垣間見えるわけである。このことに関して、『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』は適確に分析しているので、次に引用して置くことにしたい。

彼（吉村寅太郎、引用者注）の就任は、従来の練習所長がすべて陸軍現役高級将校であつたのに対し、教育界からの出身であり、その後も同じく教育界から高島平三郎、加納久宜とつづいた点からみて、また、本校がこれら校長時代に活気のある教育活動を展開し、明治二十年代から停滞していた体育界に新風を送り込んだ点からみて、特記せねばならない。もちろん、彼自身が直接どのような貢献をしたかは明らかでない。しかし、

年俸一、〇〇〇円を給して彼を校長に迎えた点からみて、当時の体操学校には彼が必要だったのである。

二代目の校長に就任したのが「体育原理」の分野を開拓した高島平三郎であった。前校長の吉村寅太郎が第四高等学校校長へ転出した後を受けて、明治三十五年五月に就任している。その高島は「最初教育界に身を置き、地方の小学校教員から学習院助教などを歴任し、明治二十六年の『内国教育史略』、『心理綱要』をはじめ、教育、心理の分野での著作が多い」のであるが、「明治三十三年末ないし明治三十四年はじめに体操学校教員となり、吉村を助けて月給五〇円で教頭の地位に就くとともに、「明治三十五年五月十四日常務幹事と体操学校長を兼ねることになった」という。この高島校長の在任期間も二年半と短かったが、「体操学校興隆期の校長であった点、また体育原理を体系づけた点、文部省体操遊戯取調委員として活躍した点で、我が国体育史に偉大な足跡を残した。」のである（『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』）。

このように日本体育会体操学校は教育界から優れた指導者を招聘して、その基礎を着々と固めていったのわけであるが、教員の組織においても体操練習所時代の組織を解体して改めて建て直しをはかっている。次頁に掲げる表「日本体育会体操学校教員一覧」（自明治三十三年至三十六年）にみられる人物の中で、体操練習所時代に採用され、体操学校でもその採用が継続された教員は依田直伊のみを数えるに過ぎないからである。なお、明治三十六年当時の教員については当時の調査に基づいていないので、その正確は期しがたい。

入学年齢の限定は効率の良い授業の展開を助けることになった。体操学校として開学当初の学則では十八歳以上とされていたが、高等科と普通科の学科に改組された明治三十四年度からの学則は特別の事情を除いて十八歳から

日本体育会体操学校教員一覧（明治33—至36）

氏名	職位	担当科目	33. 10	34. 7	36	備考
吉村寅太郎	校長	倫理学	○	○		吉村校長、 35年4月に 第四高等学 校長へ転出
篠田利英	教頭	ナ シ	○			
鶴沢総司	教頭	ナ シ	○			
依田直伊	教員	普通体操、同学科	○	○		
白井規矩郎	教員	唱歌、遊戯	○		○	
高橋忠次郎	教員	普通体操、遊戯	○	○	○	
小岡林岡次郎	教員	兵式体操	○			
桑原侃	教員	兵式体操	○			
川瀬元九郎	教員	生理衛生	○	○	○	
小谷直孝	教員	教育学、国語	○	○		
西村秀三郎	教員	兵式体操	○			
高見沢宗藏	教員	普通体操	○	○	○	
中村林松	教員	軍歌、唱歌	○	○		
大木熊太郎	教員	兵式体操、同学科	○			
松本浩	兵式体操 監督	兵式体操、同学科	○	○		
高島平三郎	教員	教育、体育		○	○	高島校長、 35年5月に 就任
宮崎慶治	教員	兵式体操		○	○	
長沢半作	教員	兵式体操		○		
宮田脩	教員	普通体操			○	
手嶋儀太郎	教員	普通体操			○	
先助八郎	教員	普通体操			○	
北村幸次郎	教員	兵式体操			○	
小野泉太郎	教員	遊			○	
石橋藏五郎	教員	遊戯			○	
山田源一郎	教員	唱歌			○	
小沢卯之助	教員	遊戯			○	

（※「学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史」より作成）

二十五歳までの範囲に限定されたのである。そのために運動能力の点では年齢差からくる著しい能力差が回避され、授業の展開は容易になったのである。また、入学年齢の限定に加えて学歴からみた入学資格を限定したことは知的教科目の授業展開を容易にしている。本科・高等科に入学を希望する場合、中学校修了程度の学力が、また別科と普通科の場合には高等小学校四年修了程度の学力が求められているからである。では、如何なる経歴をもった人物が入学してきたのであろうか。これを『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』に尋ねてみよう。

当時学生だった古老らの回顧談

によれば、小学校教員経験者、陸軍下士官経験者、中学などから直接進学した者の比率が、大体三割程度ずつであり、年齢的には十七〜八歳から三十五〜六歳まで幅があり、中には士官学校中退など特殊な例もみられたという。……

彼らが、体操学校を選んだ理由には、代表的なタイプとしてつぎの三種類が考えられる。

その一は、上級学校へ進学したくても経済的に困難な中学生がほとんど授業料不要で在学年限が短く、中等教員免許がとれて就職一〇〇パーセントの体操学校を選んだケースである。可児、矢島らがその例で、いずれも二十前後に卒業している。

その二は、経済的に中学校へも師範学校へも進学できず、高等小学校を卒業してから小学校准教員資格をとった人たちが、さらに上級の教員資格を望んで体操学校を選んだケースである。……

その三は、おそらく小学校だけで兵役につき、志願して下士官となり、退役後の職を体操教師に求めて体操学校へ入学した人達で、入学時はすでに三十歳前後になっていたわけである。

これらに共通している点は、経済的に恵まれず、上級の学校や職を求め、短期で可能なものを求めて、体操学校を選んだ点にある。

入学生の経済的環境の善し悪しは別にして、入学判定は厳正に行われた。明治三十三年度には全体で入学が許可されたものは入学志願者の五割に満たない状態であったし、「日露戦争の影響を受けるまで、常に定員を下回った」(『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』)というのだから、優れた教員を養成するために優秀な人材入学せしめるのだという本校の意欲は十分に伺い知られるわけである。

次いで、授業がどのように行われたのかについてみてみよう。講義科目は本館一階の教室で、実技(術科)科目

は模範体操場諸施設を使って行われ、雨天時には雨天体操場が使用されている。因みに体操場の広さは一、〇〇〇坪で、雨天体操場のほうは五、六〇人が一斉に運動できる広さが確保されていたという。実技科目中の運動教材に目を転じてみると、まずもって遊戯教材の中に数え入れられていた種目にどのようなものがあつたのかが関心もたれるところである。その当時、学校体育（体操）の中心教材は体操と教練（兵式体操）であつたが、遊戯教材の方はその副次的教材として扱われていた。この遊戯は「高等遊戯」「行進遊戯」「唱歌遊戯」に分けられ、スポーツを意味する「高等遊戯」にはクリケット、フットボール、テニス、野球、ローラースケートなどが加え入れられている。なお、剣道、柔道などは課外で行われ、水泳は希望者にだけ夏休みに隅田川で実施したという。

『体育研究会』の結成とその活動に関して触れておこう。この研究会は卒業論文とやらんで体操学校における重要な教育手段と考えられていたからである。『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』はその体育研究会の活動を取り上げているので、次に掲げることしよう。

この体育研究会は、学校設立当初に川瀬らのすすめで創設された学生の研究会であり、卒業生送別会や月例会の形で開催された。その運営は、学生の互選による幹事に一任され、卒業生送別の際には、祝辞、演説、講演、別辞、五分間演説などを行ない、月例会の際には、時宜に応じて遠足や花見を行なったこともあるが、概して教員や学外者を招いての講演と、運動練習とを行なった。とくに、この講演内容は、その後雑誌『体育』の論説として掲載されたものが多く、内外体育事情、体育上の時時問題、体育や体育者のあり方など、体操教員として卒業していく本校生徒の教養面の向上をはかろうとする傾向を示している。下田次郎の『欧州体育談』（『体育』一、二四—五号）もその一例である。

体操学校における体育研究会は教員主導の下で誕生したために、右の引用から推すことができるように、会の運営は教員の後ろ楯を必要としたようである。明治三十六年五月に当該研究会に「研究部門」を置き、体育上有益なる事項に関して研究調査することが謳われたが、この発想は教員の側にあつたとみなければならぬ。しかし、教員主導型の運営は時として学生の活動を消極的なものにしてしまう。茶話会であるとか、卒業送別の時しか盛んでないとかの批判が出てくるのも当然のことであつた。教員がリードして会の運営をするのでは本来の意図からはずれることになるので、研究会は学生のもだから学生がやらなければ意味がないと苦言を呈する教員も出てきたのである（『体育』一一九号）。確かに本研究会の活動としては日本体育会機関誌『体育』に講演内容が掲載されるなど、目を見張るパフォーマンスを今日に伝えているが、これとても学生の積極的な活動の結果ではなかつたのである。

### 第三節 日本体育会体操学校の大井への移転とその消長

明治三十七年九月一日、日本体育会体操学校は府内荏原郡大井村字浜川へ移転した。ここに体操学校の大井時代が始まる。この大井村にあるという本校の立地条件は入学志願者の減少を招き、これによって体操学校はいよいよ斜陽化の道を歩むかにもえたが、日露戦争が本校に大きく味方する。日露戦争の勃発を機に、「体操教師の大部分を占めていた予備役軍人の召集によって、体操教師は大幅な欠員を生じ、このため本校卒業生の需要が激増した」（『学

校法人日本体育会・日本体育大学八十年史」)のである。また、大井への移転を実施するにあたって、日本体育会は新たに中学校の設置を図ることになるが、この中学校と体操学校を併設することによって体操学校の経営の安定がはかられていった。しかし、戦後はその体操教員に対する需要も落ち着きをみせ、供給側の体操学校の盛況にも陰りがみえはじめた。大正期における本会はこの時期に台頭してきたスポーツの波にも乗り遅れ、低迷を続けることになった。そして昭和期に入ると、体操学校を専門学校にして、ゆくゆくは大学へ昇格させようとの声が大きくなり、体育専門学校の実現の兆しがみえはじめ、同窓生との大同団結をもってこの事業が推進されていくようになっていった。体操学校の刷新期を迎えたのである。そこでここでは大井時代の体操学校を便宜上、二期に分けて、すなわち大井への移転を断行した明治期(明治三十七年―大正三年)と大正・昭和期(大正三年―昭和十二年)とに分けて点描することにした。

## 第一項 大井への移転と教育の実際

### (一) 大井への移転と教育課程の整備

大井村への移転は、日本体育会をして新たな学校経営事業に着せしめるものであった。荏原中学校の経営である。しかし、経済的な問題を抱えていたればこそ、本会は市街地への移転を断念して東京府下荏原郡大井村に新天地を求めたのである。だから、その当時、新規の事業として中学校の経営に乗り出すことは事実上困難であったといわねばならない。それでも、本会が荏原中学校の設置に踏み切ったのは、移転の条件として中学校の設置が地元から提示されたからであった。かくて、本会は中学校の設置を決定することになるが、そのためにはキャンパスを

体操学校とは別に求めるのではなく、同一敷地内に置くことにして、しかも教職員も兼務させる必要があった。施設・設備や人件費の節約がまずもって配慮されたといわねばならない。その証は明治三十七年十月十日に制定された「日本体育会学校職制及事務章程」にみられるが、次に掲げる諸規定（『体育』一三一号）に体操学校と荏原中学校を一本化した教職員組織を編成することによって経費の削減を図る意図が映し出されているといえよう。

日本体育会学校職制及事務章程  
第一条 本会体操学校及び中学校に左の職員を置く

学校長	一名
学監	一名
校頭	一名
教師	十名
体操学校	二十五名
中学校	二十五名
学生監	同
同	四名
同	五名
学校医	一名
主事	一名
書記	三名

学校長は校務を統理し所属職員を監督す

学監は校規を維持し校務を監督し教育全般に関し意見を陳述す校長不在の時は校務を代理す

教頭は教科の分担を定め教育を統一し学生体格の発達品性の陶冶学業の進歩を図る

教師は学生の教育を分掌す

学生監は学生の管理及調育を掌る

学校医は学生の衛生に関する事務を掌る

主事は諸般の事務を整理す

書記は庶務を分掌す

第二 条 本校は教育顧問五名を置き教育の進歩発達に関する諮問機関と為す

第三 条 学校長学監教頭顧問は理事会の推薦に依り総裁之を囑託す

教師学生監学校医主事及書記は学校長の推薦に依り本会々々長之れを囑託す

第四 条 学校事務章程左の如し

第一款 一切の校務は規程に依り学校長之を処理す

第二款 左に掲ぐる事項は学監の同意を得本会長の承認を経て学校長之を執行す

一 規則の制定及び改正に関する件

二 職員の進退黜陟に関する件

三 経費支出に関する件

四 定例以外の休校及び運動会又は学生の修学旅行等に関する件

以上の外重要と見認めたる件

第三款 左に掲ぐる事項は学校長に限り之を執行す

一 校務執行上必要な細則の設定及び施行に関する件

二 職員の仕事分任に関する件

三 緊急の場合に於ける休校に関する件

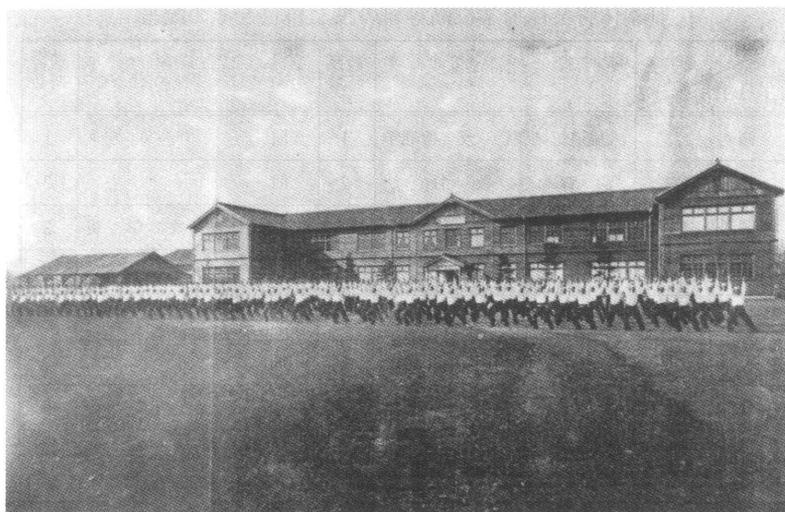
以上の外重大ならずと見認めたる件

第四款 事務を分ちて教務庶務（会計共）の二部とし其細則は別に之を定む

このように教育事務体制を編成した学校当局はすでに触れたように、日露戦争のための予備役軍人の召集によって不足した体操教員を補充すべく、「高等科募集定員五〇名を一〇〇名に増員し、普通科募集を事実上中止して、体操教員の欠乏を補う計画をたてた」ことに加えて、この定員増以外にも「明治三十八年二月には臨時募集の認可を受け、例年の四月、九月入学のほかに、一期分を増加入学させた」のである（『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』）。このように入学志願者の増加に伴う措置を積極的にとつていったが、しかし、体操学校当局は本校の教授能力を最大限度に發揮した時の学生数を限度にして、入学者数を決定しているのは注目に値しよう。

明治四十一年六月二十九日、日本体育会および体操学校は二年制の高等科設置の件を柱とする学則改正を文部大臣に願ひ出て、同年八月十九日、その認可を受けている。この変更は従前までの変則的な学年制度を廃止させ、普通科を高等科の予科的存在にさせることになつたのであるが、その他の点においても画期的な改善が図られたという。この点に関連して『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』は次の如く分析する。

この新学則を従前の学則と比較してみると、本校の体操教員養成の目的ならびに選科生を置いてある点は、従来と同じである。しかし、従来、高等科が中等学校体操教員養成、普通科が小学校体操教員養成を主目的とした複線型の課程であつたのに対し、普通科に高等科の予科としての性格を明確化して単線型の課程とした点、



大井移転直後の日本体育会体操学校（『体育』134号）

課程別定員を定めず、「必要二応ジテ」募集するよう弾力を持たせた点、高等科を日年とした点、他の学校と同様に学年制を敷いて年度はじめを四月とし、生徒募集をこの学年に合わせて年一回とした点、普通科から高等科へ進学した生徒に教養面の講義を追加した点、入学資格を引きあげて、高等科入学資格は中学校、師範学校卒業程度として下士官出身者を除外した点、従来的高等科入学資格であった中学校三年終了程度、下士官出身者をそのまま普通科の入学資格とした点、「合務練習」のため一定期間の入寮を義務づけた点は画期的である。

体操学校での授業はどのように行われたのであろうか。入学時に有した資格によって授業科目の増減があるが、高等科に開講された授業科目をみてみよう。これは明治四十二年四月に施行された「日本体育会体操学校規則」第七条から知ることができ、それは体操学校普通科の卒業資格および陸海軍の将校資格を有する入学者に教授された科目であるが、次頁に掲げておこう。

日本体育会体操学校高等科の授業科目とその配当

学科	学年	第一 学 年	教授 時数	第二 学 年	教授 時数
修 身		人倫道德ノ要旨 及 倫理学	1	同 左	1
教 育		教 育 学、教 授 法	2	同 左	2
国語及漢文		講 義、文 法、作 文	4	同 左 及 文 学 史	3
数 学		代 数、幾 何	3	幾 何、三 角	2
地 理		外 国 地 理、地 文	1	地 文	1
歴 史		日 本 歴 史、西 洋 歴 史	1	同 左	1
理 化		動 物、化 学	3	物 理	2
英 語		読 方、訳 解、書 取、 会 話、文 法	2	同 左 及 翻 訳	2
解剖、生理、衛生、 救急療法		人 体 解 剖、生 理、衛 生、 救 急 療 法	3	同 左	3
体 育 学		体 育ノ生理的及心理的基礎 体 育	1	同 左	1
兵 学		歩兵操典、野外要務令、射撃 学、軍隊一般ニ関スル心得	1	同 左	1
普 通 体 操		基本演習、各個教程、徒手 啞 鈴、球 竿、棍 棒	4	各 個、豆 囊、木 環、 棍 棒、教 授 法	4
遊 戲		行 進 歩、初 等 遊 戲、舞 踏	2	高 等 遊 戲、教 授 法	2
兵 式 体 操		各個教練ヨリ中隊教練ニ 至 ル、狭 窄 射 撃	5	同左及戰闘法、大隊教練基 本 隊 形、実 彈 射 撃	6
唱 歌		単 音、複 音	2	同 左 及 楽 器 使 用 法	2
計			34		34

それでは「日本体育会体操学校高等科の授業科目とその配当」に関する表の中で盛り込まれている授業科目の中、実技科目（術科）はどのような服装をした学生に、どのように指導したのであるうか。教練以外の授業では陸軍式の運動服装、すなわち白の鍔のない帽子に白の長袖シャツと長ズボンを着用し、かつ皮製の運動靴を穿く服装、で実施されたし、教練の時には教練服（黒の学生服）がユニフォームとされた。また、学内で剣柔・剣道の正課採用がなされていたが、この授業ではそれぞれの稽古着が着用されている。このようにして、実技科目の授業は種日特有の服装を採り入れながらも動き易さ（機能性）が優先された服装で行われていたのである。いっぽう、実技科目における評価は大変厳しく、教師が学生に期待する到達目標は高かった。『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』が伝えるところをみてみよう。

術科の教授法は、教えるというよりはイジメルのに近く、体操の場合には、正確にその型を演技することが要求され、夜暗くなつてからも各自懸命に練習したという。また、柔道や剣道は、授業の延長のような部活動の形式で練習し、遊戯などは寮友会の運動部活動の形式で練習した。要するに、授業の時に模範を示してノルマを課し、練習は授業時間外に期待するという教授法で、各自の観察力、注意力と積極的努力に待つという方針であった。したがって、この三要素に欠ける者は自然取り残され、遂には退学に追い込まれていった。

こうして、最後まで残った観察力・注意力・積極的努力の持ち主だけが体操教員として巣立ったわけで、卒業と同時に一人立ちできたのである。

かくの如き教育を受けた学生たちの就職状況はどうであったのか。体操学校へと昇格してからの本校は中等学校



第10期生卒業式から帰られる総裁閑院宮 明治38年12月（『体育』146号）

の体操科教員の養成を柱にするようになったために、  
「大井移転前後から、卒業生の大半は中学校へ就職  
するようになり、我が国中等学校体操教員の大部分  
は本校出身者で占められる状態になった。」（『学校法  
人日本体育会・日本体育大学八十年史』）という。明  
治三十八年現在の体操学校卒業生（男子）就職状況  
は次のように整理されよう（『体育』一三七号）。

体操学校卒業生（男子）就職状況（明治三十八年現在）

就職先	人数	就職先	人数
体操学校	四	小学校	二〇
高等師範学校・高等商業学校	六	事業所	一
尋常師範学校	二二	在外	二
尋常中学校	一一五	出征	五九
高等女学校	一一	死亡	五
実業学校	一五	不明 (住所のみ)	一〇三
各種学校	四	合計	三六七

右の表中の数値が雄弁に物語っているように、本校の実績は中等学校教員養成を中心に積み重ねられていった。その結果、明治末年における中等学校体操科教員の「八割」が本校の出身者によって占められることになった。この実績があったためであるうか、明治三十六年九月には清国からの留学生が入学するようになった。その最初の本校留学生は召周南という人物で、選科第七期生として入学し、一年後に卒業しているのである。この召周南を最初とする中国からの留学生は日露戦争後、主に高等科選科へ入学、卒業後は帰国して中国体育に貢献した。その一端はこの時期に「体操学校教師川瀬元九郎のスウェーデン体操に関する著書が中国語に翻訳・出版され」た点にみら

れよう（『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』）。

## （二）日本体育会体操学校校歌の制定

明治二十六年四月に開講した日本体育会体操練習所は単なる運動修練施設であるが故に、当然『学校歌』の制定がみられなかったが、三十三年に『学校』の仲間入りした時点で、校歌が制定されても不思議ではなかった。しかし、牛が淵時代の体操学校はついで校歌の制定を試みることはなかった。大井に移転した日本体育会体操学校は明治三十九年四月に、校歌を制定しているからである。鳥居悦が作詩し、体操学校教員の石橋蔵五郎が作曲したこの校歌は、無論、今日歌唱されることはないが、日本体育会機関誌『体育』の一四九号に掲載されているので次頁に掲げておくことにしたい。なお、歌詞一番に「千代田の宮の真南や、荏原の郷の我が校は、帝都に僅か隔りて、学ぶにたよりよき所」と謳われているが、市街地の牛が淵から田園地帯の大井へと移転したことの無念さが詠まれているといえよう。

## （三）課外教育の実際

ここでは課外のスポーツ活動以外の課外教育活動を取り上げることしよう。その第一は「体育研究会」活動であり、第二は教育寮の設置と寮友会活動である。

### （1）体育研究会の活動

牛が淵時代に結成された体操学校の体育研究会は大井移転後にも継承され、「体操学校生活での自主的研究活動の一つとして、教育上無視できないもの」（『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』）へと成長していった。明治三十八年一月十七日に開催された体育研究会には学生一七〇名が参加して、午前中にクリケット・キャプテンボ

# 校 歌

Moderato



チ ヨ ダ ノ ミ — ヤ ノ マ ミ ナ — ミ — ヤ



ニ バ ラ ノ サ — ト ノ リ ガ コ ウ ハ



ミ ヤ コ ニ ワ — ツ カ ヘ ダ タ — リ — テ



マ ナ ブ ニ タ — ヨ リ ヨ キ ト コ ロ

- 一、千代田の宮の真南や  
荏原の郷の我が校は  
帝都に僅か隔りて  
学ぶにたよりよき所
- 二、事には堪へむ其為に  
物をば遂げむ其為に  
徳育知育相兼ねて  
ことさら励め体育は
- 三、嗚呼我が校の教へ子よ  
富強計れよ国の為  
朝夕汝等学ぶ業  
やがてぞ富強の基なる
- 四、前なる梅に影ひたす  
後ろの岡の松が枝の  
千歳の蔭に我校ぞ  
千代迄茲に栄ゆらむ

ール・ライダーボール、カレドリアン、クワドリールなどの研究が親睦を兼ねて行われ、午後には加納・川瀬・高島の各教師らの講演会が持たれている。また、本会は例年、卒業送別の会を開いて五分間演説を行ったり、外部講師を招いて講演会や実技講習を開催したりしたという。さらに、日本体育会機関誌『体育』に「土佐山だより」（体操学校近傍の土佐山に因む）という研究欄を設けて、この欄を担当したり、「日本体育会の経営が困窮して、会の社会的活動が鈍ってくる」と、「体育研究会主催体育大講演会」をも実施」したりしたのである（『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』）。なお、体育研究会は明治三十八年の春にその規約を改正しているので（『体育』一三九号）、次に掲げておくことにしよう。

## 体育研究会 規則

- 第一条 本会は体育研究会と称す
  - 第二条 本会は日本体育会体操学校内に置く
  - 第三条 本会は日本体育会体操学校職員生徒及同校卒業生其他斯道に従事しつつなる有志を以て組織す
  - 第四条 本会は広く体育の普及を図り親睦を厚うし知識を交換し學術兩科を研究するを以て目的とす
  - 第五条 本会は毎月一回開会し左の事項を挙行するものとす但時宜に依り臨時会を開くことあるべし
- 一、演説 二、討論 三、研究
- 第六条 日本体育会発行の体育雑誌を以て本会機関雑誌とし毎月之を会員に頒付するものとす
  - 第七条 本会に左の役員を置く

一、会長 一名（校長）

一、幹事 若干名（内主任一名）

本校職員より二名各組より四名但時宜により増減することありとす

第八條 会長は会務を総理し幹事は会長を補佐し庶務を処理す

第九條 会長は任期を定めず幹事は一学期間とす

第十條 会長は体操学校長を推し幹事は会員の互選とす但第一学期生の幹事は会長の指名とす

第十一條 本会々員は毎月十五錢宛五日迄に本校会計掛へ納付するものとす但時宜により増減することあるべし

第十二條 本会の規則修正は会員の半数以上を以て可決するものとす

## (2) 教育寮の設置と寮友会の活動

体操学校の大井への移転は都心からの通学が不可能な郊外にあつたために、学校当局が宿泊施設を確保することなしには移転は不可能であつた。ために、体操学校は移転に併せて学生寮の建設を急ぐことになつた。その結果、校地内に収容人員一〇〇名程度の木造二階建の寄宿寮が設置されている。この寮はその当初にあつては宿泊のみを目的としていたが、寮での生活を通しての教育の場とみなされるようになっていった。明治三十九年九月、この月に入学する学生から学生寮は「単なる下宿の代用でなく、体操学校における生活を通しての教育の場として活用されるようになった」(『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』)という。二学期間、つまり一年間の入寮生活が新入生に義務づけられたからである。この一年次の全寮制は「寮友会」を結成させずにはおかなかつた。明治三十九年十一月、寮友会の発会式を行い、「寮友会々則」が採択されている。『体育』一六三号の報ずるところによれば、寮友会開設の趣旨はこのようなものであつた。すなわち、現今社会の進歩に伴い各種の学校が次々に設置をみ

るとともに、併せて学生のための寄宿舎も設けられるようになり、学生の修学にとって大変便利になった。しかし、その寄宿舎の内容について細密に観察してみると、「或は舎則厳に過ぎ、却て無味乾燥に流るるあり、或は寛の度過ぐるあり」と見受けられるが、それがために「整頓を欠き秩序を乱すありて、寄宿舎の寄宿舎たる実を取むる能はざるもの往々にして」認められるので、「寮友会なるものを組織して、此の如き弊を防ぐのみならず、互いに知識を啓発し交換し且技能を修練し又親睦の度を厚からしめんとす」る必要がある、というわけである。発会式で採択された「寮友会々則」を次に引いて置こう。

#### 寮友会々則

- 第一条 本会を寮友会と称す
- 第二条 本会は知徳の啓発技能の修練を旨とし併せて親睦を厚くするを以て目的とす
- 第三条 本会の経費は会員より徴収する会費及び寄付金等を以て之に充つるものとす
- 第四条 本会に会長及び理事若干名を置く、会長には寮監を推薦し理事には通常会員より之を選出す而して其任期は会長は無期限理事は一学期間とす但し再選するを得
- 第五条 会長は本会を監督し理事は会長を補佐し庶務を司るものとす
- 第六条 本会員を分ちて通常会員特別会員名誉会員とす、通常会員は在寮生を以てす特別会員は本会の趣旨に賛成し且金一円以上及同価額の寄付者を以てす、名誉会員は本会員にして本校を卒業せしものとす、其他本会の為め特に貢献したる者と認むる時は会長に於て会員たることを許可することを得

第七条 本会々費は金五銭とし毎月五日までに必ず会計員に納むるものとす、但し新入生は入会金として

日本体育会体操学校の寮友会活動〈明治39年当時〉

部名	活 動 の 内 容
文 芸 部	(1) 講話会・講演会の開催 (2) 教授法研究会の開催 (3) 「大家の説」(大家を招聘して高説を拝聴)講演会の開催 (4) 書籍雑誌の貸与 (学校当局より図書を借用、寮内図書室にて閲覧に供するとともに、日数を定めて貸し出す)
運 動 部	(1) テニス・・・寮の近傍に二面コートを用意して実施 (2) 体操遊戯・・・毎日、体操場を借りて自修 (3) ピンポン・・・寮内に一台用意して実施 (4) 柔道撃剣・・・学校の道場を借用して実施 (5) 大弓部・・・〈開設予定〉 (6) 遠足其他・・・日時、回数を定めず時々計画
音楽部	(1) 食堂にオルガン4台を備え、起床より自修時間前までの間に使用する 寮生を二分して使用の曜日を決め、練習

第 八 条  
第 九 条

金十五銭を納付するものとす、(明治四十年四月体操学校生徒全体にて音楽部を開設したり、而して音楽部の会費は金二十銭なるを以て体操学校生徒は金二十五銭に改む)  
理事は物品保管の責に任ず  
本会則を變更せんとする時は會員の四分の三以上の同意を得ること  
付則  
技能修練法は別に之を定む

このようにして日本体育会体操学校の教育寮がスタートする。しかし、寮には体操学校の生徒だけでなく、荏原中学校の生徒も收容されていた。体操学校初の教育寮は体操学校生徒を主として收容し、余裕がある場合には荏原中学生を收容したようである。では、寮友会はどのような活動を行っていたのであろうか。その活動は、文芸、運動、音楽の三部の活動と、寮全体の

活動に集約されるが、大変活発であつたために、体育研究会と並んで体操学校における課外教育の中心となつてゐた。『体育』一六四号によれば、寮友会の活動は前頁の表のようによつてまとめられる。

右は寮友会の日常的な活動であるが、次に寮生全員が同時に参加する年中行事についておくことにしよう。寮生活の年中行事は入寮式にはじまり、続いて潮干狩などの親睦行事が入寮の当初に集中して実施され、秋には寮友会大会を開催、昼は文芸・運動・音楽の各部大会、夜は余興に一日を費やし、さらに卒業時には卒業生の送別会を盛大に執り行つたという。

## 第二項 日本体育会体操学校の低迷と刷新

大正博覧会（大正三年三月）における体育館の出品は三万円もの工費をかけておこなわれたものであつたが、経営に陰りの見えはじめた本会に活力を与えようとの企画の下で行われたものであつた。創立以来保ち続けてきた本会の威信を誇示しようとしたといえよう。しかし、財政的な裏付けの見込めない状態で見切り発射した建設であつたために、これが結果して本会の経営は破綻を余儀なくされた。すなわち、当初予定の東京府及び東京市からの補助金が交付されず、建設費用を丸抱えすることになつたために、本会の財政を窮状に追い込むことになつたのである。こうした日本体育会の経営状況はそのまま日本体育会体操学校にも影響せずにはおかなかつた。当時、本会の事業の中心は学校経営に置かれていたために、事業収益の大半は学校への納付金であつたからである。また、日本体育会の経営の破綻は組織の乱れを生じ、これが体操学校の校長職にまで影響した。このようにして体操学校の低迷期が始まり、その脱却には十年余の歳月が必要とされたのである。

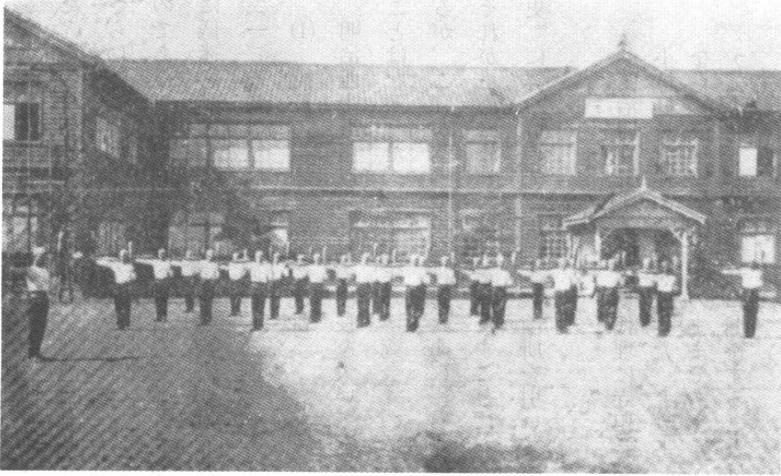
低迷期からの脱出は校長不在の状態からの脱却とともに、体操学校の改組・転換の機会を捉えてはかられていった。その最初のステップは日本体育会体操学校に日本体育会体操学校女子部を吸収・合併することによって計られ、さらに体育専門学校へと発展させようとの気運に乗じて専門学校へのステップとして学科課程の改正がはかられたのである。その専門学校への昇格を睨んだ改組とは体操学校に三年制の高等師範科を設置することであった。ここに低迷を続けてきた体操学校の刷新が計られていくのである。

(一) 校長の空席および運動場の割譲

(1) 校長の空席と教学の混乱

明治四十五年以来正規の校長を欠いてきた日本体育会体操学校は大正期に入ってもその状況に変化がおとずれることはなかった。大正三年の博覧会への体育館の出品によって本会の財政は窮状に追い込まれ、組織的な打撃を被るが、これが体操学校の役員人事に影響を与えずにはおかなかつたためである。体操学校に校長の空席状態が続き、それがために教学に混乱をきたすことにもなった。この件に関しては『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』に詳しいので、次に当該箇所を引いて置くことにしよう。

明治四十五年以降校長代理に寺田学監をあててきた体操学校は、大正四年十月十日、体操学校代表者として小林好愛就任の認可をうけた。しかし、これは、『学校代表者』であつて、単に校長事務をとるだけの権能しかなく、依然校長は空席のままであつた。換言すれば、教育者として校長の職責は空白だったのである。このような状況下で真の教育を期待することはできないし、この状態が体操学校低迷の大きな原因であつたことを見



日本体育会体操学校の授業風景（『国民体育』大正4年10月号）

逃すわけにはいかない。

この状態は、大正六年十一月小林のあとを襲った久能司の場合にもみられる。すなわち、その前月、本会副会長に就任した久能は、学校責任者を兼ねることとなり、十一月二十二日同じく学校代表者としての認可をうけた。しかし、この欠席に注目した本会では、直ちに久能を体操学校長として認可するよう手続きし、翌十二月七日その認可を得た。こうして、五年余にわたる校長不在の時代が終わったかにも似た本校も、大正九年二月、久能が副会長を辞任すると同時に校長をも辞任すると、ふたたび校長空席の時代を迎える。すなわち、大正九年十月二十五日、比志島会長が学校代表者として認可され、大正十三年四月に稲垣校長が就任するまで、この状態がつづく。

要するに、本校は、大正年間を通して校長空席の期間があまりにも長く、この間本校教育にはみるべきものが乏しかつこののである。

しかし、この時期の日本体育会体操学校は体操教員養成機関として機能しなかったわけではなかった。本校に入学を希望するものは確かに減少し、学校の立地条件が悪かったこと（市街地から

離れているという点）や高等科の修業年限を一年半から二年に延長したことが入学志願者に影響を与えたようである。しかし、それでも大正期には従前どおり厳しい教育を行い留年者を出しながらも、二〇一三〇の学生が大井の学舎を巣立っていった。教員養成機関として一応の役割を果たしていたといえよう。このように体操科教員として養成された教員の数は減少したとはいえ、東京高等師範学校体操専修科（体操専科）を修了した者よりも多かったということから推せば、本校の体操教員養成に果たした役割は大きかったといわねばならない。学校現場では体操教員が不足していたし、日本で初めて制定の『学校体操教授要目』（大正三年）にそって授業の展開できる教員が少なかったことからすれば、需要に対して供給が間に合わない状態にあったといえる。大正十年当時、「求人申込みが七倍にも達したこと、報酬も初任で月一〇〇円見当と好条件」（『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』）であつたことがその事情を物語るといえよう。

## (2) 運動場の割譲

体操教員養成機関にあつて、運動をする場の確保は何よりも優先されねばならないが、その運動場が大正十年代に国によって強制買収されることになつた。大正七年、後藤新平（後の東京市長）の提唱によって京浜（第一）国道の建設が着工され、その道路建設予定地に日本体育会体操学校の凡そ二、〇〇〇坪の運動場がはいってしまったのである。しかも、その道路は運動場を一五間幅で縦断するように測量されていたことから推し量ることができるように、運動場としての機能を保ち得ない地積しか残されなかつた。これは、低迷に喘ぐ日本体育会および日本体育会体操学校にとって難題につぐ難題であつたといえよう。しかし、運動場は体操学校にとっては必須の施設であるのだから、新たにその確保が怠がれねばならなかつた。『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』はその努

力の跡を次の如く綴っている。

このため、校舎前面に位置していた運動場は使用不能となり、本校では、やや強引であったが、校舎背後の空地を運動場として利用することを計画、野崎理事が地主と交渉に当った。そして、大正十一年十月三十日借用に成功し、ここを運動場とした。しかし、その敷地面積はわずか三、五〇〇坪（一、五〇〇坪、引用者注）にすぎず、従前に比して三割狭くなった。これは、体操学校としての本校教育にとって一大障害となった。もちろん、他に運動場を確保する努力も払われ、大正十五年六月蒲田町の京浜電鉄出村付近にグラウンドを新設した。しかし、校舎に隣接したグラウンドが細長いだけで狭かったことは、体操学校にとって致命的であった。

なお、この時、従来屋根だけだった雨覆体操場に囲いと床を張った。その財源には、道路用地提供に対する保証金をあてたのである。

運動場の割譲と新設が一段落した大正十二年を境に本校は以下で取り上げるように、新しい段階を迎えることになる。日本体育会体操学校に日本体育会女子部を吸収合併すべく、学則が改正され、そして翌十三年四月には稲垣三郎が体操学校校長に就任して、校長空席の状態に終止符を打つことになったのである。

## (二) 体操学校の改組と教育の実際

### (1) 学則の改正に伴う体操学校の改組

大正二年に制定の『学校体操教授要目』が施行されてから十年足らずの歳月がながれ、教授要目にそって授業を展開することにも現場教師がなれてきた。この一方、大正期に入って華開いたスポーツが学校現場でも注目される

ようになり、スポーツを取り込んだ教授要日の改正が目前に迫ってきた。したがって、新しいタイプの体操教師が求められはじめたのである。このような学校体育をめぐる時代の変化に対応するために、日本体育会体操学校はその規則の改正に乗り出すことになった。大正十二年四月九日、日本体育会は「日本体育会体操学校規則」の改正を申請、同年四月二十一日に改正の認可を得た。この改正の眼目はそれまで別々に設置されていた日本体育会体操学校女子部と日本体育会体操学校男子部との合併を制度上で計ることにあつた。しかし、このことだけでなく、新規の要点は「女子部を男子部と同様、高等科二年、普通科一年とした点、従来の選科のほかに本校卒業生を対象とする研究科を設けた点、各学年の教授内容を明示した点、女子の授業開始を「当分」午後一時からとして、通常の授業時間に切りかえる方針を示した点」（『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』）にあつた。そこで、改正の眼目ないし要点に係わる条文を次に掲げておくことにしたい。なお、全文は資料篇に掲載されている。

## 日本体育会体操学校規則

第二 条 部ヲ分ケテ高等科、普通科、選科、研究科ノ四種トス

但女子部ニアリテハ各科ニ女子部ノ冠詞ヲ付ス

第四 条 修業年限ハ高等科ニアリハ二ケ年、普通科ニアリテハ一ケ年トス、選科及研究科ハ修業年限ヲ定メス

但女子部選科ノ年限ハ高等科又ハ普通科ニ準ス

第九 条 授業ハ毎日午前八時ニ始メ午後三時ニ終ル

第十條

但シ当分女子部八午後一時ニ始メ同六時ニ終ル  
 學術科課程及毎週教授時數次表ノ如シ

男						學術科	学年	高 等 科
体育学	英語	生理	教育	修身	及倫理			
及体育原理 及体育史	讀方、訳解	組織解剖 生理衛生	教育学 教授法	及倫理 学	人倫道德ノ要旨	第一学年	教授 時間	
一	二	二	二	一	同	第二学年	教授 時間	
同	取 同上及文法、書	同上及救急療法	同上	同上	同上	同上	同上	
一	二	二	二	一	国民道德	第一学年	教授 時間	
体育原理	讀方、訳解	組織解剖 生理	教育学	国民道德	同上	同上	同上	
一	二	二	二	一	同上	同上	教授 時間	

部							子
計	唱歌	柔道 劍道	道	教 練	競 技 及 遊 戲	體 操	兵 學
	単音、複音	総論各論試合	総論各論乱捕	狭窄射撃 中隊教練	各個教練 競進遊戯技	初等遊戯 器械體操 器具體操 徒手體操	歩兵操典、陣中 要務令、射擊教 範軍隊一般二閱 スル必要ノ事項
三五	二	六	六	六	三	九	一
	樂器使用法 同上及	同上及教授法	同上及教授法	實務 実彈射擊陣中勤 同上及大隊教練	同上 上	同上及教授法	同上
三五	二	六	六	六	三	九	一
	同上	隨 意 科	隨 意 科	中隊教練 各個教練	同上 上	同上 上	同上 上
三三三	二	六	六	六	三	七	一

備考

一、柔道又ハ剣道ニ於テハ其ノ一ヲ選ミテ之ヲ課ス  
 二、水泳術、漕艇術ハ正課時間外時季ニ応シテ之ヲ課ス

部							
計	唱歌	体操	体育原理	生理	教育	国語	修身
	唱歌、樂器使用法	競技、遊戲	生理的、心理的	解剖生理	心理学、教育学	講讀、作文	国民道德、実践倫理、作法
二八	四	一三	一	四	二	二	二
	同上及教授法	同上及教授法	同上及体育史	救急療法	同上及教育法令	講讀、作文	同上及倫理學
二八	四	一三	一	四	二	二	二
	同上	同上	同上	解剖生理	同上	講讀、作文	同上
二八	四	一三	一	四	二	二	二

第 十二條

本校第一学年ニ入学ヲ許可スヘキ者ハ高等科ハ年齢十八年以上普通科及女子部ハ同十六年以上ニシテ品行方正身体強健且学力ハ左ノ各項ノ一ニ該当スル資格アル者トス（入学志願者ハ第一号書式ニ拠リ入学願書ヲ差出ス可シ）

右の引用から推すことができるように、「日本体育会体操学校規則」改正の主眼は体操学校女子部の教育内容を男子部に近づけるところにおかれている。このことは、「大正十三年度から女子部の学生増加に対処する教育の充実をはかる目的で、授業料、入学金、検定料を男子部と同額にひきあげるよう改正」されたことや、「教員資格の面で、大正十二年四月二十一日に女子部高等科の中等教員体操科無試験検定出願資格が認められ、大正十四年三月の卒業生から適用」されていることから推し量ることができよう（『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』）。したがって、大正十二年四月に改正の認可を受けた「日本体育会体操学校規則」は体操学校女子部が男子部に吸収・合併されたことを示すと同時に、「女子」体操教員の質的向上が意図されたものといわねばならない。

(2) 学生数の増加と就職状況

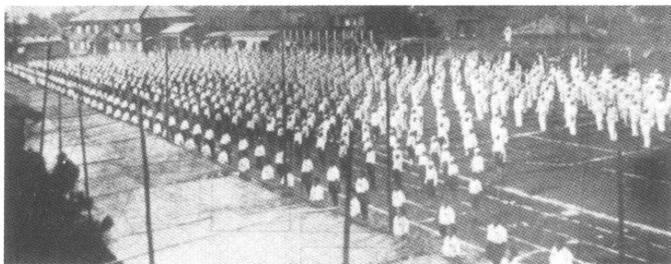
大正十二年を境にして、日本体育会体操学校への入学志願者と入学者は急増した。たとえば大正十二年度の入学募集予定人数五〇名（男子、高等科）に対して応募者数は大きく上回り、これに対処するために入学者が大幅にふやされたのである。予定人数五〇に対して一三〇名が入学を許可されている。この入学応募者の急増を一時的なものでないと判断した学校当局は入学定員の枠を広げていく。大正十三年度に男子部高等科一〇〇名、普通科三〇名、女子部高等科五〇名にして募集定員枠を広げ、入学希望者のニーズに对应していく用意がなされた。実際には入学を

許可した数は男子部高等科は二〇〇余名であり、女子部高等科の方は定員五〇名を上回る数であった。さらに翌十四年度に男子部二五〇名、女子部一三〇名の入学を認め、募集定員を遙に上回る状況であった。この入学希望者の増加傾向は昭和期に入っても続いたために、昭和二年には男子部も女子部も一五〇名にその定員枠を拡大し、さらに昭和四年には男子部の方の定員枠を三〇〇名に拡げている。その結果、昭和三年末には、男子部七〇五名、女子部高等科一二五名、普通科四名、計八三四名へと在学者数が膨張したという。しかし、入学者の増加に伴い、施設の狭隘化が生じたために、昭和五年を境にして入学が許可された者の数は横這い状態になっていく。これは入学希望者が減少したためではなかった。大井キャンパスがこれ以上多くの人員を受け入れる容量を欠いたからである。

この時期の日本体育会体操学校は入学するのが厳しいだけでなかった。卒業するのも容易ではなかったのである。そのため、卒業予定者の大半が文部省中等学校体操科教員無試験検定合格することとなり、ほとんど全員の就職が卒業を待たずに決定するという盛況振りが続くことになった。「たとえば、昭和三年三月卒業生の無試験検定合格は、二一三名のうち一九二名と九割以上に達し、就職難にもかかわらず、大体九〇円の初任給で全員就職」したし、「なかには、外地へ一六八円の高給で就職した者もあった」という（『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』）。かくて、本校はこの時期における全国の学校体操教員を供給することになり、昭和初年代の体育普及の推進力の役割を果たしていった。東京高等師範学校体操専修科においてもこの時期に中等学校体操科教員の養成をしてきたが、毎年度に輩出する教員の数は三、四〇名に過ぎなかったことを斟酌すると、二、三〇〇名を世に送り出した日本体育会体操学校の教員養成に果たした役割はたいへん大きかったのである。

なお、昭和八年四月七日、文部省告示一六五号をもって体操学校卒業生に対する文部省中等教員無試験検定出願

年代になって新設・増設された施設に関する問題を『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』でもって確かめてみることにしよう。



日本体育会付属各学校生徒学生の合同体操  
（『国民体育』昭和4年1月号）



体操学校水泳部の練習風景  
（『国民体育』昭和3年7月号）

のキャンパスは、入学者の増員にみあうだけのゆとりある施設・設備の整備を許すものではなかった。しかも、このキャンパスは荏原中学校が同居しており、体操学校のための施設の整備はさらに制限させられることになるのである。したがって、その施設の拡充・整備には自ずと限界があったといわねばならない。そこで昭和初

資格中に従来の「体操」の外に「教練」が加えられた。これは私立学校中本校に唯一与えられた教練無試験検定資格であった。

### (3) 施設の拡充と整備

急激に増加してきた入学志願者に応えるために、本校は入学定員枠を拡大し、より多くの入学者を受け入れる体制を整えた。

この整備は施設・設備の拡充・整備をも同時に進行させることを意味していたのである。しかし、京浜（第一）国道の建設によ

って運動場の大半を割譲せしめられた大井



すなわち、昭和二年八月には事務所、理事室を、翌昭和三年三月には職員室を新築し、同八年には大講堂（雨天体操場）を改築している。これについて『国民体育』（昭和三年十月号）は、昨年来事務所・職員室の新築、雨天体操場の改築、器械、器具、施設の充実などが行なわれ、「メキメキ良くなった」と報じている。しかし、このような拡充が学生増加のあとを追って泥縄式に行なわれたことは、これらが文部省の要認可事項でありながら、その手続きの遅れについて注意を受けたことで明らかである。

さらに、昭和五年にはしばしば小規模の校舎改築が行なわれ、五月三日、十月三十日、十一月二十日と三度に分けて認可を受けたし、昭和六年八月八日には球技類にも適するように改築された屋内運動場の認可も受けている。しかし、狭隘な本校校地内での拡充は、ここまですが限界で、その後は、昭和九年に校外の大井元芝町にバレーコート二面、テニスコート一面の専用運動場を設置したにどどまる……

要するに、施設拡充への努力も、狭隘化した大井の校地では限界に達し、もはや他に広大な敷地を求める以外に、本校教育の遂行をはかる途はなかつたのである。

大正十一年にグラウンドが京浜国道用地として割譲せしめられてから、本校のキャンパスは一段と狭隘化するようになるが、学生数の急増にもなつて施設・設備の整備に限られたスペースのなかで図られていく。それが先に引用の諸施設であるが、それらの施設の配置を示したのが前頁の図である。横に細長い運動場では体操学校の運動場としての機能を充分に果すことはできないし、しかもこのグラウンドが荏原中学校との共有施設であつたのだから、主たる運動施設はますます狭隘を究めたといえよう。

#### (4) 国際交流と寄宿寮の活動

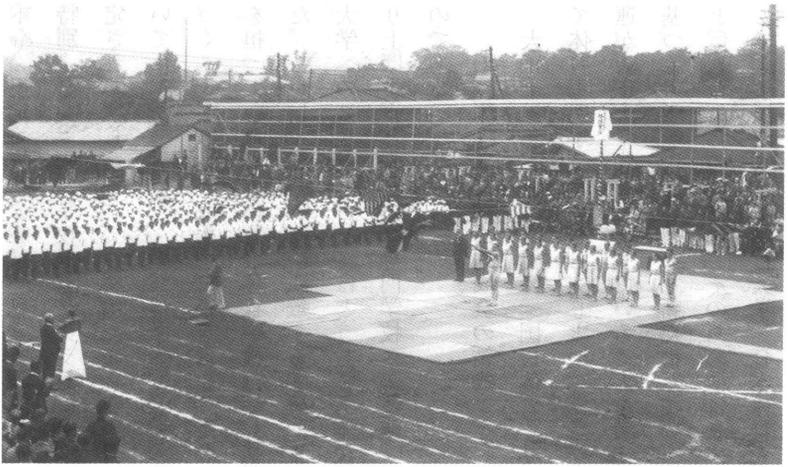


到着したブック一行  
（『国民体育』昭和6年11月号）

中国からの留学生を受け入れるだけでなく、欧州との交流が開始されたのもこの時期の本校の特色であろう。第二次世界大戦以前の昭和期における学校体操に新風を吹き込んだデンマーク体操のチームが来校したのである。ニルス・ブック一行の体操は日本体育会体操学校だけでなく、各地で実演された。その影響するところは大きく、実際にはデンマーク国民体育の父（デンマーク体操の父）はナハテガルであるにもかかわらず、デンマーク体操の父といえはニルス・ブックという共通認識を生むにいたっている。とまれ、デンマークからの体操チームの訪問は本校関係者の歓迎されることとなり、その接待は微に入り細にわたった。大正から昭和にかけてその幼少年時代を日本体育会体操学校の門前で過ごした竹内重雄氏（明治四十三年生まれ）の回想するところをみてみよう。氏は画家であり『大正八年風景図』や『大正風俗スケッチ 東京あれこれ』を表し、大正から昭和にかけての大井町の街並や風俗を描いていることで知られる。その中に体操学校の情景が細かく描かれているが、この『学校法人日本体育会百年史』に含蓄に富んだ回想文を寄せ、その一部にデンマーク体操一行に対する饗応に関して次のように想い起してくれた。

大正期には体育涵養や技術研究の為めデンマーク（スウェーデンか？）から先進体操の基本を取入れる為め、同国の体操教師を招聘した時もあった。来日の一を行をねぎらう為め、その慰安に東京湾の舟遊びを饗応した。

その様子は、網舟を一艘、借切り、ビール二打其他を積み沖に出て、網漁し



体操実演のため整列のブック一行

て、取った魚を舟上で天ぷら等料理して一杯やり乍ら楽しい清遊した時もあつた。(客は大変喜んでたと言う話)

右のデンマーク体操一行の話の中で、大正期とあるのは昭和六年十月十一日の記憶違いであるが、この日は運動会の当日であつた。

「この日、本校グラウンドには、本会役員、本校教職員、生徒だけでなく、文部次官ち三、〇〇〇名の来観者を集め、一行の演ずるリズムカルな動きのすばらしさと、その伸び伸びとした集団演技の美しさと、観衆に多大の感銘を与えた。」(『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』という。ここに本校の欧州との交流がはじまつたとみることができよう。その後、昭和十二年七月、ナチス・ドイツのヒトラーユーゲンツト団長のラインホルト・シュルツを迎え、教練を中心にした大会を開催しているのも、本校らしい国際交流の在り方であつたとみることができそうである。

(三) 体育専門学校への昇格問題とその対策

大正七年十二月六日、勅令第三八八号を以て『大学令』が公布・制定された。その第四条に「大学ハ帝国大学其ノ他官立ノモノノ外

本令ノ規定ニ依リ公立又ハ私立ト為スコトヲ得」と定められ、第六条に「私立大学ハ財団法人タルコトヲ要ス但シ特別ノ必要ニ因リ学校経営ノミヲ目的トスル財団法人カ其ノ事業トシテ之ヲ設立スル場合ハ此ノ限ニ在ラス」と規定された。したがって、明治三十六年三月三十一日に勅令第六一号を以て公布・制定された『専門学校令』に基づいて「大学」を名乗っていた多くの専門学校は一斉に大学令の第六条の定める法人組織を満たして、「大学令」に基づく「大学」へと改組・転換をはかっていった。この時期に、実質的には高等師範学校体操専修科と同程度の役割を担っていた日本体育会体操学校は、「体育を専門とする大学」への道を切り拓きたいとの野望を抱くようになった。しかし、専門学校に匹敵する学校にまで発展しているとはいえず、各種学校の域をでることがなかったのだから、大学へのステップとしてはどうしても本校を専門学校へと昇格させておかねばならなかったのである。以下で取り上げようとする体育専門学校への改組・転換の動きは「大学令」以後に起こった私立大学設立の動向と符合するのである。

(1) 体操学校昇格期成会の結成

大正十三年二月に発行の『国民体育』誌は「我校は将来体育大学に組織を変更する予定であるが、其第一歩として体育専門学校たらしむべしといふ議論学生の中に盛に提唱せられつつあり」と報じ、体育専門の大学へ昇格の機運が大正十年代に起こっていることを教えている。多くの「専門学校令」に基づく専門学校が競って「大学令」に基づく大学へとその装いを新たにしていたのだから、体育専門の大学であろうとも大学への道は切り拓けるものと信じられたのである。そのためにはまずもって専門学校へと昇格しておく必要があった。この学内の機運に関連して『学校法人日本体育大学・日本体育大学八十年史』は次のように語っている。

大正十二年に学則の充実をはかったのを契機として、体操学校を各種学校から専門学校に昇格させようとする動きが、本校内に起っている。この動向が、やがて三年制の高等師範科の設置につながり、最終的には昭和十六年の日本体育専門学校の実現へと発展する。

大正十二年、本校は丸帽だった従来の学帽を廃して角帽を採用した。これは、各種学校としての体操学校意識を払拭して、他の高専諸学校にも劣らぬ学校であることを、外形から強調したものにほかならない。と同時に、これが本校を各種学校から昇格させようという気運を助長したことも見逃せない。

昭和四年一月二十五日、体操学校内で学生大会が開かれ、体操学校の発展についての意見が交換された。専門学校への昇格促進こそが本校の発展にとって大切であることの意見が大勢を占めている。この学生たちの意見に応えて、学校側は「徒らに昇格の美名に酔うて軽挙」することを戒めつゝも、「委員をあげて攻究」することを約束した（『国民体育』昭和四年二月号）。かくて、同年七月十二日に「体操学校昇格委員会」が結成されるに及び、専門学校へ向かつて実現が期される運びとなったのである。当該の期成会は学校当局・学生・同窓の三者でもって組織され、これらが互いに協力して昇格を図る方針がたてられている。その結成会で採択された趣意書は次に掲げる通りである（『国民体育』昭和四年八月号）。

#### 体操学校昇格趣意書

体育尊重の声は今や世界の叫びとなり、各国争つて之が施設を以て重要な国策となすに至れり。実に国家

發展の基礎は国民体育の向上にあるや論なく、國際と国内との關係を問はず、あらゆる問題の解決は、實に体育の力に俟たざるべからず。彼の独逸が大戦の直後、疲弊其極に達せる時に於て、早くも体育大學を創設して復興の端を茲に開きたるが如きは、余りに明白なる事象なりとす。

抑も我國に於ける民間の体育事業は、明治二十四年八月我が日本体育会の創設を以て嚆矢となすべく、當時全く荒涼たる原野に等しき体育界の開拓に努力したる卓見と偉業とは真に史上特筆に値するものと云ふべし。而して同会は明治二十六年三月を以て体育教師養成の機關として体操練習所を設けたるが、同三十三年四月組織を新にして現在の体操学校と改称し、修業年限を二年となし、益々内容の改善を図れり。是を以て今や二千有余の卒業生を輩出し、全国体育界樞要の地位を占むるは勿論、各方面に於て活躍せる盛況を呈するに至れり。然れども時勢の進運は駿々乎々として停止する所を知らず、体操学校又之に伴う施設をなし、以て専門学校に昇格せしむるは、蓋し当然の急務なりと謂ふべし。

是に於てか、同窓在學生有志相謀り、体操学校昇格委員會を組織し、各地に活動せる卒業生諸氏の諒解を仰ぎ、切に相協力して之が實現を期せんとす。固より専門学校の昇格に対しては基本金二十万円を要し、其他之に伴ふ設備等決して容易の業にあらずと雖も、卒業生各位の熱誠なる援助あらば之が實現を促進するに余りあるを信ず。而も吾人は専門学校昇格の第一歩として先づ修業年限を三年に延長し、体育の外に他の専門学科教師たる資格をも獲得すべく、内容の充実に努めんとす。幸に各位の御賛同を仰ぎ署名の上本部に廻付せられんことを切望して止まざる也。

右の「体操学校昇格趣意書」は「体操学校昇格委員會」の手になるものであるが、その組織化が充分なものとはいへなかつた。趣意書だけが一人歩きした感は否めなかつた。しかし、体操学校昇格委員會の結成が契機となつて、昇格のための本格的組織が誕生する。昭和五年三月八日、体操学校同窓會總會が開催され、この席上、「体操学校昇

格期成会」の結ばれることになったのである。この期成会は左に取り上げる「日本体育会体操学校昇格期成会規約」の第五条に「本会ハ日本体育会体操学校職員生徒、卒業生及ビ本会ノ目的ニ賛成シタル者ヲ以テ組織ス」とあることから推すことができるように、「体操学校昇格委員会」が発展的に改称されたものであった。とまれ、本期成会の会長に可児徳を据えて、専門学校設立基金の準備と学則制定とを目的とする活動を開始している。『国民体育』（昭和五年五月号）に掲載された当該の日本体育会体操学校昇格期成会規約を次に引いて置くことにしよう。

## 日本体育会体操学校昇格期成会規約

### 第一章 総 則

- 第一 条 本会ハ日本体育会体操学校昇格期成会ト称ス
  - 第二 条 本会ノ事務所ヲ日本体育会体操学校ニ置ク
  - 第三 条 本会ハ日本体育会体操学校ノ専門学校昇格達成ヲ以テ目的トス
  - 第四 条 本会ハ前条ノ目的ヲ達スル為メ左ノ事項ヲ行フ
    - 一、会員の 醜金及ビ本会ノ目的ニ賛成スル者ヨリ受クル寄付金ノ管理
    - 二、本会ノ目的促進ノ為メ学事ニ関スル諸制度ノ調査研究
    - 三、其ノ他本会ノ目的ヲ達成スルニ必要ナ事項
- ### 第二章 会 員
- 第五 条 本会ハ日本体育会体操学校職員生徒、卒業生及ビ本会ノ目的ニ賛成シタル者ヲ以テ組織ス
  - 第六 条 本会ノ事務所ニ左ノ事項ヲ記載セル会員名簿ヲ備フ

一、氏名 生年月日 職業

二、本籍、住所

三、入会ノ年月日

第七條 入会セントスルモノハ其旨ヲ會長ニ申込ムモノトス

第八條 退会セントスルモノハ書面ヲ以テ其ノ旨會長ニ申出ツベシ

第九條 會員ハ本会ノ財政狀況ヲ任意一覽スルコトヲ得

第十條 會員ハ本規則ニ依リ餘金ヲナス義務ヲ負フモノトス

第三章 役員

第十一條 本会ニ左ノ役員ヲ置ク

一、會長 一名

二、副會長 二名

三、顧問 若干名、會長之ヲ推薦ス

四、監事 五名

五、委員 若干名

第十二條 役員ハ本会ノ總會ニ於テ會員之ヲ互選シ會長之ヲ委嘱スルモノトス

第十三條 會長ハ本会ヲ代表シ會務ヲ總理シ總會ノ議長トナル

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アル時ハ之ヲ代理ス

顧問ハ委員會ニ出席シテ意見ヲ述ブルコトヲ得

監事ハ本会ノ會計及財産ノ狀況ヲ監査スルモノトス

委員ハ委員長ヲ互選シ委員會ヲ組織シテ會務ヲ執行スルモノトス

第十四條

役員ノ任期ハ二ヶ年トス但シ留任ヲ妨ゲズ

第十五條

役員任期中ニ欠員ヲ生ズル時ハ次ノ總會ニ於テ補選ス

第十六條 本會ニハ有給ノ書記ヲ置ク事ヲ得

第四章 總 會

第十七條 本會ノ集合ハ左ノ如シ

一、定時總會、毎年一回春季ニ開催シ左ノ諸件ヲ評議ス

イ、庶務及ビ會計

ロ、本會ノ事業

ハ、役員ノ改選

ニ 規則ノ修正及ビ變更

ホ、其ノ他必要ナル事項

二、臨時總會、委員會ニ於テ必要ト認メタル場合臨時ニ之ヲ開催スルモノトス

第十八條 總會ノ議事ハ出席會員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナル時ハ再議ニ付シ尚ホ決セザル時ハ否

決セラレタルモノトス

第十九條 會長ハ左ノ書類ヲ定時總會ニ提出シ其ノ承認ヲ求ムベシ

一、財産目錄

二、前年度會計決算

第二十條 總會ニ於テ決議シタル事項ハ決議録ニ記載シ議長及ビ出席會員二名之ニ署名スルモノトス

前項ノ決議事項ハ之ヲ會員ニ通知スルモノトス

第二十一條 會員ハ入會ノ時ヨリ毎月金三十錢以上ヲ釀出スルモノトス、但シ半ケ年又ハ一ケ年分ヲ前納スル

モ妨ゲズ

第二十二條 本會ノ經常收入ハ左ノ項目ヨリ成ル

一、會員ノ釀金

二、寄付金

三、其ノ他ノ収入

第二十三条 本会ノ經常支出ハ左ノ項目ヨリ成ル

一、事業費

二、集合費

三、事務費及雜費

第二十四条 本会ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ルモノトス

## 第六章 解 散

第二十五条 本会ハ其ノ目的ヲ達成スルニ至リタル後定時總會ノ決議ヲ經テ財産ヲ処理シタル上解散ス

こうして、日本体育会体操学校を専門学校へと昇格させようとする事業が学校当局、学生、卒業生の三者の協力の下で開始されることとなった。それでは『専門学校令』のどの条文を根拠にして体育専門学校設置が可能であるとみたのであろうか。第三条に「私人ハ専門学校ヲ設置スルコトヲ得」と定められ、第五条に「専門学校ノ入学資格ハ中等学校若ハ修業年限四箇年以上ノ高等女学校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等ノ学力ヲ有スルモノト檢定セラレタル者以上ノ程度ニ於テ之ヲ定ムヘシ但シ美術、音楽ニ関スル學術技芸ヲ教授スル専門学校ニ就テハ文部大臣ハ別ニ其ノ入学資格ヲ定ムルコトヲ得」と規定されている。この二つの条文から私立の体育に関する専門学校の設立が可能になるわけである。そこで、「体操学校昇格趣意書」で予告されているように、専門学校への最初の試みとして『専門学校令』第六条、すなわち「専門学校ノ修業年限ハ三箇年以上トス」を満たす努力が開始された。

その最初の案は中等教員免許として修身科と体操科の兼修を意図したもので、早くも『国民体育』の昭和五年八月号に発表されている。しかし、最終的には国語科と体操科との兼修案で落ち着くこととなった。昭和七年十月八日、日本体育会理事會はその案を採択して、高等師範科の設置をまずもつてはかることになったのである。その高等師範科の修業年限は三年であるから、体操学校を専門学校令に基づく専門学校へ昇格させるための準備であったといえよう。しかし、専門学校昇格に必要な基金面は一向に進捗をみるのがなかったといつてよい。昭和七年十月現在、募金総額は一万五、〇〇〇円を越えたとはいえ、日標額の十万円にはほど遠い額面しか募金できていなかったのである。資金の方面が専門学校昇格のネックになっていたといえよう。しかも、後述するように、体操学校舎が焼失（昭和十年）、その復興資金に昇格のための基金があてられることとなっている。昭和十二年十月十二日、日本体育会体操学校昇格期成会は日本体育会に対してその募金のうち一万二、〇〇〇円を深沢移転費用の一部として寄付することになり、専門学校への昇格問題に優先して、深沢での建築問題が取り扱われることになったのである。

(2) 専門学校へのステップとしての高等師範科の設置

昭和七年十月、社団法人日本体育会は体操・国語漢文兼修の三年課程の高等師範科の新設を決定、翌八年三月三日文部大臣宛に申請書を提出、同月二十五日にその設置認可を得た。この課程は昭和八年度から学生募集を開始している。すでに触れたように、この高等師範科の設置は体育専門学校へと体操学校を昇格させるためのステップとして実施されたのであるが、高等師範科設置に伴う学則改正の理由（文部省提出）を次に見ておきたい。

学則変更理由書

文部省指定日本体育会付属体操学校ニ於テハ創立以來爰に四十年其間中等学校体操教員ヲ養成シ其数正二三千有余ニ達セリ殊ニ明治四十二年四月修業年限ヲ二年ニ改メ専ラ素質ノ向上技術ノ熟達ヲ計リ以テ優良ナル教師ノ養成ニ努力セシ結果現ニ全国中等以上ノ学校ニ於ケル該科教員中其八割ハ本校出身者ニシテ而モ重要ナル地位ニ在ルモノ又尠カラズ

今や世界ノ大勢ハ倍々体育ノ尊重ト之ガ振興トヲ促進シテ已マザルニ反シ一方思想方面ヲ顧ルニ混沌トシテ邦家ノ前途憂慮ニ堪ヘザルモノアリ此時ニ方リ本校ハ更ニ修業年限三年ノ課程ヲ設ケ学校訓育ノ中心タルベキ体育教師トシテノ人格ヲ陶冶シ特ニ日本精神ノ涵養ニ努メ健全ナル思想ノ指導者トシテ遺憾ナキヲ期セントスコレ本校ガ学則ヲ改正セントスル所以ナリ

右の学則変更理由によれば、体育の尊重と日本精神の涵養が強調され、本校卒業生には「健全ナル思想ノ指導者」たらんことを目指すとされている。昭和期に入つて「日本精神」が強調されたのは、何も体操学校だけに限られていたわけではなかったが、体操教員養成だけでなく、国語・漢文教員の養成を目指すためでもあった。無論、日本精神の強調は国体の優秀性を強調するものであり、結果として日本が仕掛ける戦争を肯定していくことに通ずるといえよう。改正された学則の条文の内、高等師範科の設置に係わるところを次に引いて置こう。

日本体育会体操学校規則

- 第一 一条 本校ハ日本精神ノ涵養ト国民体育ノ指導トニ当ラムトスル体操及国語、漢文教員ヲ養成スルヲ以テ目的トス

第三條 各部ヲ分チテ高等師範科、高等科、研究科、普通科及選科ノ五種トス

但女子部ニアリテハ各科ニ女子部ノ冠詞ヲ付ス

第四條 修業年限ハ高等師範科三年、高等科二年、研究科及普通科一年トス、選科ハ年限ヲ定メス

但女子部選科ノ年限ハ高等科又ハ普通科ニ準ス

第九條 各科ノ学科課程及毎週授業時間表左ノ如シ

男子部

高等師範科

女子部

高等師範科

(別掲)

第十一條 本校第一学年ニ入学ヲ許可スヘキ者ハ高等師範科及高等科ハ年齢十八年以上普通科ハ同十六年以

上ニシテ品行方正身體強健ニシテ左ノ各項ノ一ニ該当シ入学檢定ニ合格シタル者トス

高等師範科

一、中学校卒業者

二、高等女学校及高等女学校実科若ハ実科高等女学校卒業者

三、専門学校入学者檢定規程ニ依ル試験檢定ニ合格シタル者

四、専門学校入学者檢定規程第十一條ニ依リ専門学校入学ニ関シ指定ヲ受ケタル者

五、兵役法施行令第百條第三号又ハ文官任用令第六條第一号ニ依リ中学校ト同等以上ト認定セラ

レタル学校ヲ卒業シタル者

六、小学校本科正教員、尋常小学校本科正教員、小学校専科正教員若ハ小学校准教員ノ免許状ヲ

有スル者

七、教員免許令ニ依リ授与セラレタル教員免許状ヲ有スル者

八、外国ニ於テ師範学校、中学校、高等女学校に準スヘキ学校を卒業シタル者  
 九、文部大臣ニ於テ其学科目ニ関シ適當ト認定シタル学校ヲ卒業シタル者  
 十、第一号及第二号ニ準スヘキ學歷アル者  
 高等師範科の授業科目とその配当△男子部▽

修 身 科 目		公 民 科 目		教 育 学 科 目		国 語 科 目		漢 文 科 目		歴 史 科 目		体 育 科 目		学 科 日	学 年
二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	第一学年
二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	第二学年
二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	第三学年
二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	第四学年

国語 国民教育 公民科 修身	国民道徳 公民科 教育 講読、国文学書改題	第一学年	毎週授 業時数	二 一 二
		第二学年	毎週授 業時数	二 二
		第三学年	毎週授 業時数	二 二
		毎週授 業時数	二 二	

高等師範科の授業科目とその配当△女子部▽

音楽	合声、器楽、理論	四〇	同上及教授法	三 八	同上及教授法	三 八
武道	乱剣道総論、各論、試捕	二	同上	二	同上	二
遊戯及競技教練及軍事学	遊戯及競技教練及軍事学	四	同上	三	同上	三
生理解剖生理衛生	解剖生理衛生	七	同上及救急療法	七	同上	七
體操	體操	二	同上	二	同上	二
音計	音樂、器樂、理論	四〇	同上及教授法	三 八	同上及教授法	三 八

漢文	講読、漢文法	三	講読、支那文学史	三	講読、漢文演習	四
歴史	日本歴史	二	同上	二	東洋歴史	二
体育原理	体育史	一	体育原理	二	同上	一
生理	解剖生理衛生	三	同上及救急療法	三	同上	一
体操	体操、教練及教授法	七	同上	七	同上	五
遊戯及競技	遊戯及び競技	五	同上	五	同上	四
音楽	音楽、器樂、理論	三	同上	三	同上及教授法	四
計		三九		三九		三八

改正学則は各種学校としての体操学校を専門学校へと昇格させるための準備であった。高等師範科に限られるけれども、入学資格といい、カリキュラムといい、各種学校の枠を越えて専門学校の域に達しているといわねばならない。とまれ、その後の日本体育会体操学校高等師範科を巡って、『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』では詳しく描かれているので、次に引いて置くことにしたい。

こうして新設された高等師範科は、昭和九年四月二十八日には文部省陸軍省告示第五号により、兵役法施行令にもとづき、高等科同様二十五歳までの徴集猶予が認定され、さらに昭和十一年四月十五日には、高等科同様、その卒業生に対して体操、教練の無試験検定出願資格が認められた。

しかし、本校が学則にまで明記して当然認定されることを予定していた国語漢文についての無試験検定出願

資格は、四月二十一日の通知で不許可と決定された。

昭和十四年十二月十三日に認可された学則改正が、昭和十四年度から高等師範科の国語漢文の時間を減じて体育関係実技の時間を増加したのは、この結果である。

なお、昭和十二年十一月二十二日に申請し、十二月十六日に認可をうけた専修科一年課程の新設は、高等師範科卒業生に、さらに一年間の勉学の機会を与える趣旨のものであり、高等科卒の進学する研究科同様、無試験検定出願の機会をもう一度与えるための措置であった。その無試験検定出願資格の認可は、翌昭和十三年一月二十七日に認可された。

#### (四) 体操学校男子部の焼失と大井時代の終焉

日本体育会体操学校を大学へと発展させたいという願望が表面化するのは大正十年代であるが、これが実現に向けて大きく一步を踏み出したのは昭和七年の理事会決定であった。この年の十月、日本体育会理事会は体操学校に高等師範科を設置することを決定したからである。この高等師範科は三年制の課程として構想され、大学へのステップとしての専門学校の三年制課程が前提にされている。この専門学校、引いては大学へと体操学校を昇格・発展させるためには大井の荏原中学校との同居状態にあるキャンパスは狭隘であったといわねばならない。したがって、日本体育会および体操学校においてはキャンパスの移転が構想され、世田谷区深沢の地がその候補地となった。新天地での体操学校の専門学校への昇格が着々と進められようとははじめた矢先、大井の体操学校の諸施設が火災に見舞われてしまう。ために、体操学校の復興が最優先され、専門学校への準備が著しく遅れをとることになるのである。しかし、その火災は深沢への移転を、結果として早めることになり、大井時代の幕引きを演じたといえよう。

なお、詳細に関しては第一部第三章第一節を参照されたい。

### 第三項 日本体育会体操学校「校友会」の「同窓会」への発展

日本体育会体操練習所学友会（校友会）は体操練習所が体操学校へと組織替えしてからも存続し、日本体育会体操学校校友会として引き継がれていった。しかし、その活動は恒常的に行われたわけではなく、必要に応じて時折り開催されたに過ぎなかった。ために、校友会活動の足跡を充分にたどりうる資料もほとんどないに等しい。その中でも僅かに大正五年に文部省講習会を受講するために上京した卒業生三〇名が「文部省講習会員体操学校出身者懇談会」を開催したことや、大正六年に始めての校友会名簿が作成されたことなどがその足跡として確認されるに過ぎないからである。とはいえその当時、時折、校友会の総会が開催され、在京の卒業生が十数名出席していたと伝えられていた点は無視するわけにはいかない。

いっぽう、校友会規則の内容をみると、日本体育会体操練習所学友会規則よりも日本体育会体操学校校友会規則の方が細かく定められていることがわかる。このことは前者は一二条からなり、後者は一七条からなっていることから推されよう。とまれ、大正六年六月にはじめて纏められたとされる『日本体育会体操学校校友会名簿』に「日本体育会体操学校校友会規則」が掲載されているので、次に引いておくことにしたい。なお、この規則がいつ制定されたのかは未詳である。

日本体育会体操学校校友会規則

第一章 目 的

第一条 本会ハ体育ノ研鑽ニ助メ斯道ノ普及発達ヲ計リ併セテ會員相互ノ親睦ヲ厚ウスルヲ以テ目的トス

第二章 名 称

第二条 本会ハ日本体育会体操学校校友会ト称ス

第三章 事 務 所

第三条 本会事務所ヲ東京府荏原郡大井町日本体育会体操学校内ニ置ク

第四章 会 員

第四条 會員ヲ分チテ左ノ二種トナス

一、正 会 員

(イ)、体操練習所卒業生

(ロ)、体操学校卒業生

(ハ)、体操学校在校学生

二、賛 助 員

(イ)、体操学校旧教職員

(ロ)、体操学校教職員

第五章 役員及職務

第五条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク

一、会 長 一 名

第六條

- 二、副會長 一名
- 三、幹事 七名（內常任幹事四名）
- 四、委員 若干名

第七條

- 一、會長ハ本會會務ヲ總理ス
  - 二、副會長ハ會長ヲ補佐シ臨時必要ノ場合ニハ會長ニ代リテ會務ヲ總理ス
  - 三、幹事ハ本會庶務及會計ヲ分掌ス
  - 四、委員ハ幹事ヲ補佐シ會員相互ノ連絡ヲ計ル
- 一、會長ハ母校校長ヲ推薦ス
- 二、副會長ハ幹事會ノ決議ニ依リ會員中ヨリコレヲ推薦ス
- 三、幹事ハ總會ニ於テ卒業生中ヨリ五名（內二名常任幹事）在學生二名（常任幹事）ヲ選舉シ會長コレヲ囑托ス
- 四、委員ハ幹事會ノ決議ニヨリ會長コレヲ囑托ス

第七章 役員任期

第八條 副會長及幹事ハ其任期ヲ二ケ年トス

第八章 幹事會

第九條 幹事會ノ決議事項左ノ如シ

- 一、總會、幹事會、開催ニ関スル件
- 二、本會予算及出納ニ関スル件
- 三、其他特ニ重要ナル事項

## 第九章 総 会

第十条 本会ハ毎年春秋二期ニ總會ヲ開ク

但シ必要ニ応シ臨時會ヲ開クコトアルヘシ

第十一条 總會期日及臨時會ハ幹事會ノ決議ニ依ル

## 第十章 會 計

第十二条 本會會員ハ本會維持費トシテ一回限り金一円以上ヲ寄付スルモノトス

但シ在学生ノ會員ハ卒業ノ際寄付スルモノトス

## 第十一章 會 報

第十三条 本會維持費ヲ寄付シタル會員ニハ毎年一回會員名簿ヲ頒布シ會員ノ異動ヲ報告ス

(付) 會報ハ會員名簿ヲ除ク外当分国民体育雜誌(麴町区土手三番町三四国民体育會發行)ヲ以テ之ニ

代フ

## 第十二章 雜 則

第十四条 本會ニ功勞アリシモノニハ相當ノ方法ニヨリテ表彰スルコトアルヘシ

第十五条 本會會員ニシテ死去シタル時ハ弔詞或ハ弔慰金ヲ贈ルモノトス

第十六条 本會ノ目的ヲ賛成シ寄付ヲ申込ムモノアル時ハ會長ノ許可ヲ受ケ之ヲ受理スルコトアルヘシ

第十七条 會員ハ異動ノ都度其職業住所ヲ報告スヘシ

このように緻密な規則が作成されようとも、會員の絶対数が不足している大正期においては校友会としての本格的な活動をみるにいたらなかった。卒業生が一、〇〇〇名を越える昭和期を待たねばならなかった。この時期になると、校友会は同窓会としてその名称を改め、体操学校当局に対する発言権を次第に強めていくことにもなった。

それは日本体育会にも及んだという。この同窓会の結成と活動に関して、『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』は詳しく論じているので、次に引いておくことにしよう。

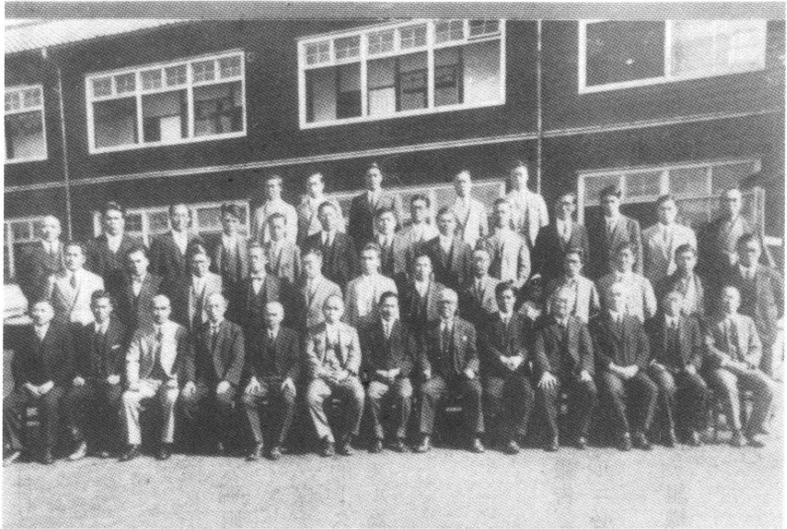
日本体育会の経営が体操学校を主体とするようになり、体操学校の卒業生数が増加してくると、日本体育会の経営に対する同窓生の発言力と役割とは、自然に大きくなっていく。

昭和二年に、手島主事の後任問題で学校当局側と卒業生側との間に意見の対立がみられたのも、この同窓の発言力の増大を意味している（『万朝報』昭和二年十一月十八日）。

このような同窓生の勢力を背景に、同窓会組織が拡充されるのは当然である。すなわち、昭和三年四月三日には、日本体育会から同窓側の経営参加を求められた大正八年に開かれて以来、「久しく打絶えて京浜付近在住者の会合もなかった」同窓会が、久しぶりに開催された。この時、同窓会は、会長に稲垣校長を迎え、新会則を定めて再出発している（『国民体育』昭和三年五月号）。以来数年間にわたって、全国各地に府県単位の同窓会支部があいついで誕生する。そのおもな理由は、昭和六年十二月六日の近畿同窓会で、学閥的対立に対処するための同窓団結の必要ならびに母校と出身者との相互援助の必要とが指摘されたことから察せられよう（『国民体育』昭和七年二月号）。

この全国的な同窓組織結成の機運を背景に、昭和七年十月十七日「同窓会第一回全国大会」が開かれた。こうして、従来東京在任者を主体に行なってきた同窓会は、全国的な規模となり、全国的に支部の組織化が進行することとなる。

大正十二年に改正の日本体育会体操学校規則において男子部と女子部が統合・合併されたとはいえ、キャンパス



体操学校同窓会全国大会（『国民体育』昭和7年11月号）

が異なっていたことからその運営は別々に行われている。校友会（＝同窓会）の場合も同様であった。したがって、これまでに取り上げてきた日本体育会体操学校校友会に関しては体操学校男子部の活動であって女子部の活動ではなかったといわねばならない。

大正末年頃になると、体操学校女子部の卒業生も増加しはじめ、校友としての組織的活動の必要性がでてきた。大正十五年三月二十五日から向こう三日間、体操学校女子部卒業生が第一回総会を開催して女子部の校友組織である「湧泉会」を設立、月間雑誌『女子体育』の発行を決定しているが、この雑誌は同年十一月から数年間にわたって湧泉会から発行されているという（『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』）。

昭和七年五月十二日、体操学校女子部の校友組織「湧泉会」が発展的に改称され、「同窓会」の結成をみた。この日、女子部同窓会第一回総会が開催され、七〇〇名の卒業生が出席、母校を中心とした組織が結成されるとともに、次の規約が採

扱されたのである（『国民体育』昭和七年六月号）。

体操学校女子部同窓会規約

第一章 名称及事務所

第一条 本会ハ日本体育会体操学校女子部同窓会ト称ス

第二条 本会ハ事務所ヲ東京市外六郷町雑色日本体育会体操学校女子部内ニ置ク

第二章 目的及事業

第三条 本会ハ母校トノ連絡協調ヲ保チツツ會員相互ノ親睦ヲ厚ウシ兼テ女子体育ノ普及發達ヲ計リ婦徳ノ涵養ニ努ムルヲ以テ目的トス

第四条 本会ハ前条ノ目的ヲ達成スル為ニ左記事業ヲ行フ

1、講演会、講習会開催

2、体育ニ関スル印刷物配布

3、質疑応答

4、研究発表

5、毎年一回会報発行（會計報告、會員氏名等記載）

6、其他本会ノ目的ヲ達成スルニ必要ナル事項

第三章 會員及会費並維持

第五条 本会ハ女子部出身者ヲ以テ組織シ會員ヲ分チテ左ノ二種トス

一、正會員（女子部出身者）

二、賛助員（母校職員及旧職員）

第六條 本会ノ維持費ハ特志家ノ寄付及會員ノ贖金ヲ以テ之ニ充ツ

第七條 正會員ハ會費トシテ毎年金一円ヲ齎出スルモノトス

#### 第四章 會費保管

第八條 會費ハ校内幹事保管ノ任ニ當リ必要ニ応ジ會長ノ承認ヲ經テ支出スルモノトス  
但シ校内ニ幹事ナキ場合ハ理事会ノ決議ヲ經テ適任者ヲ定メ會長之ヲ委嘱ス

#### 第五章 役員

第九條 本会ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 一名、理事 五名、幹事 若干名、顧問 若干名

第十條 會長ハ日本体育會体操学校女子部長副會長ハ女子部教頭を推戴シ理事ハ幹事會ノ決議ヲ經テ正會員中ヨリ之ヲ推シ會長ノ承認ヲ得ルモノトス幹事ハ總會ニ於テ正會員中ヨリ選舉シ會長之ヲ委嘱ス顧問ハ本会ニ功勞アル者ヲ理事会ノ決議ヲ經テ會長之ヲ推薦ス會長以外ノ役員ハ任期二ケ年トス

第十一條 會長ハ本会ヲ總理シ副會長ハ會長ヲ補佐シ臨時必要ノ場合ハ會長ニ代ツテ會務ヲ処理ス理事ハ理事會ヲ組織シ重要事項ヲ審議ス幹事ハ幹事會ヲ設ケ本会ノ予算庶務及會計等ノ事務ヲ掌ル顧問ハ理事會或ハ總會ニ於テ意見ヲ述べ又ハ諸般ノ相談ニ応ズ

#### 第六章 理事会及總會

第十二條 理事会ハ必要ニ応ジ隨時之ヲ開ク

第十三條 總會ハ毎年一回之ヲ開キ臨時總會ハ必要ニ応ジ之ヲ開クコトアルベシ  
但シ總會ハ開催一ヶ月前會員ニ通知ス

第十四條 總會ニ於テハ會務會計ノ報告及重要ナル事項ヲ協議ス

#### 第七章 雜則

- 第十五条 本会ノ規約ハ總會ノ決議ヲ経ルニアラザレバ変更スルコトヲ得ズ
- 第十六条 本会ニ功勞アリタル者ニハ適當ノ方法ニ依リ表彰スルコトアルベシ
- 第十七条 會員ニシテ死亡シタル時ハ弔辭或ハ弔慰金ヲ贈ルモノトス
- 第十八条 會員ハ異動ノ都度其職業住所ヲ本会ニ報告スルモノトス
- 第十九条 本会ノ目的ニ賛成シ金品ヲ寄付セラレタル時ハ之ヲ受理シ感謝狀ヲ贈呈スルコトアルベシ
- 第二十条 會員ニシテ規約変更ノ希望アルモノハ其理由ヲ付シ總會十日前述ニ同窓会宛通知スルモノトス

#### 第四節 日本体育会体操学校とスポーツ活動

日本体育会体操練習所の時代には練習所の学生たちは今日でいう校友会運動部の活動をするとはなかった。彼らにとって体操練習所は教員検定試験に合格するための練習所であつて、運動部活動を実施する場ではなかつたからである。しかし、そうはいつても体操練習所の学生はスポーツに接する機会がなかつたかといえはそうではなかつた。たとえば、明治三十二年にはすでに体操練習所で『野球』が実施されていたとされているからである。この年、体操練習所教員の高橋・依田・小野等が『最新ベースボール術』を著しているが、本書の中で「本会（日本体育会）野球団員石井氏外」が日本体育会「体操練習所」で野球をしたことを記すとともに、野球団員十八名と著者が三名の写真を掲載している。このことから推すことができるように、日本体育会野球団員の中に体操練習所の学生がいたと想像を巡らすことが可能なのである。とはいへ、体操練習所の学生がスポーツに汗を流すのは、模範体操

場が牛が淵に建設され、体操練習所の施設として使用されてからであった。したがって、日本体育会体操練習所が模範体操場の設置とともに日本体育会体操学校へと改組されていることからして、学生たちのスポーツは「体操学校」に昇格後に行われるようになったといわねばならない。

いっぽう、日本体育会体操学校に昇格してから、運動会が実施されるようになった。それ以前に実施されている運動会は日本体育会が主催する運動会であって、体操練習所主催の運動会が举行されることはなかった。その運動会種目の中にスポーツが含まれていた点は注目されることである。体操学校の学生たちは運動会を通してスポーツに親しんだのである。

在学生の数が増加してくると、個人的にスポーツを享受するのではなく、まとまってスポーツに取り組むことも可能となってくる。集団的なスポーツが実施されるようになるには多くの学生が体操学校に在学しなければならなかった。今日の学友会の前身となる「研究会」が体操学校に結成され、これがスポーツを受け入れるようになる背景の一つとして在学生の増加を上げねばならない。とまれ、体操学校研究会の結成は日本体育大学のスポーツ史を語る上で見過ごしてはならないわけである。

このように、体操学校時代の学生のスポーツを語ろうとする時には、学生の模範体操場における課外活動、体操学校「運動会」の誕生とその内容、および研究会の結成の三点を取り上げねばなるまい。

## 第一項 模範体操場における課外活動としてのスポーツ活動

第一部の中で詳しく触れられているように（第二章第二節）、模範体操場における「部」活動は次の通りである。

「器械体操部」「射撃部」「撃剣部」「弓術部」「漕艇部」「遊戯部」「自轉車部」「馬術部」「ローラースケート部」「柔術部」「水泳部」「兵事講習部」「女子遊戯部」である。無論、これらの各部は日本体育会が創設された時の「体育場」に設けられたところにまで遡るが、牛が淵に模範体操場を建設したのを機に日本体育会が当地に移転してからも中心的事業の一つとして継承されている点に留意しておかねばならない。なお、これらの各部は常時開設されていたわけではなく、開設されはしたものの短期間にして廃部となったものもあつたし、その活動が不明な部もみられる。ところで、右に掲げた各部の中で、今日の体操競技部や体操部の系譜に属すると思われる「器械体操部」、剣道部に連なる「撃剣部」、柔道部の前身とみられる「柔術部」、ボート部の先駆けとなつた「漕艇部」、水泳部の前身「水泳部」などに加えて、「弓術部」、「自轉車部」、「馬術部」、「ローラースケート部」および「遊戯部」がスポーツ活動を実施していた「部」と見做すことができよう。これらの模範体操場内に開設された部で活動するためには、まずもって日本体育会の会員にならねばならなかつた。したがって、当該の「部」で汗を流した会員は、會員制スポーツクラブに入会していたことにならう。このようにみると、模範体操場に開設された各部の活動は日本のスポーツクラブの嚆矢であるが故に、日本のスポーツ史にくっきりと刻み込まれねばならないといえよう。

それでは果たして模範体操場に開設された各部に体操学校の学生が参加したのであるか。このことが明確になることなくして、模範体操場での活動を体操学校の課外活動とみなすことはできない。この問題を解決してくれるのが『実験普通遊戯法』（上下）である。本書は日本体育会体操学校教師として教鞭をとつた高橋忠次郎が日本体育会遊戯倶楽部員の協力の下で従来のスポーツを「実際に試す」（『実験』）ことよつて著されたものである。高橋が協力を得た「日本体育会遊戯倶楽部員」とは模範体操場に開設された「遊戯部員」であり、遊戯部の部員中

に体操学校の学生が含まれているのである。このことは体操学校の学生が課外活動として模範体操場で「遊戯」活動をしてきたことを意味しているよう。「遊戯」活動とは具体的にどのようなものであったのであるのか。これを再び「実験普通遊戯法」(上・下)に尋ねてみよう。本書で取り上げられた「普通遊戯」は次の通りである。

『実験普通遊戯法』(上・下)にみる遊戯種目

▲競 争 遊 戯▼

数学競走 筆写競走 担荷競走 啞人と盲馬(其二) 啞人と盲馬(其二) 連隊競走 一脚競走 端艇競走 売買競走 蛞蝓競走 韓信競走 変装競走 戴囊競走 猫袋競走 騎士旗移し 狐狩り 一脚飛び 束脚競走 地球運び競走 地球送り 土俵競走 摺足競走 障害物競走 輪貫競走 卵奪い 群龍争珠 海戦 陸戦 勢競べ 不倒翁 昼夜遊び 仏蘭西鬼 盲目漁師 獅子狩り 木馬飛び 雙龍の闘 二人盲 狂獅子 郵便配達 源平合戦 春夏秋冬 球当て 達磨落し 稲干競争 球運び

▲ス ポ ー ツ▼

クロツケー フートボール(甲ラグビー式競技法、乙アツソシェーション式競技法) テンピンスゴルフ ローンテニス ベースボール クリケット ホツケー 玉突術

右の遊戯種目は〈競争遊戯〉群と〈スポーツ〉群とに括られているが、後者は便宜上設けた表記である。そのスポーツ群をみると、クロツケー、ラグビー、サッカー、ボーリング、ゴルフ、テニス、野球、クリケット、フイルド・ホツケー、ビリヤードなど、今日においても多くの人々に支持されているスポーツであることに気付く。

無論、これらのスポーツは日常的に模範体操場で実施されていたわけではないが、日本体育会体操学校の学生がプレーする機会を得ていたといえそうである。

## 第二項 体操学校運動会の開催とその種目

日本体育会体操学校のスポーツ活動を彩るもの一つとして運動会を上げねばならない。運動会は日頃の授業の成果を発表する場として構想されつゝも、余興的側面を膨らませながら発展してきたからである。したがって、日頃の授業で中心的に修練された「体操」は時として脇役でしかなかった「遊戯」の背後に追いやられることにもなつた。その遊戯種目の中に、多くのスポーツが含まれているのである。

日本体育会の主催する運動会はすでに明治二十四年十一月に第一体育場を会場にして開催されているが、体操学校主催の運動会は明治三十五年まで待たねばならなかった。その記念すべき第一回運動会の様子を今に伝える資料がないので、ここでは『体育』一二〇号に掲載されている第二回運動会に関する記事を手掛かりにして体操学校運動会にみる体操学校学生のスポーツ活動を垣間見ることにしたい。

明治三十六年十一月九日、日本体育会体操学校第二回運動会は「新装なつた日比谷公園運動場で、体操学校男女生徒二〇〇余名と、皇族、有力者その他観衆二万を集めて盛大に」举行された（『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』）。その運動会開催の趣旨は「日本体育会体操学校第二回運動会報告」（『体育』一二〇号）の中で次のように認められている。

任地本校は夙に体育の専門を以て立つ所、此の如きの拳に就ては、先づ率先して範を垂るべき責任を有す。此に於てか去月末左記五個条の趣旨に基き、夫に部署を定めて本月一日を期し、日比谷原頭に本校第二回運動会を挙行するに決せり。

(1) 凡そ運動会の趣旨が各人体軀の強健を奨励するに在るや勿論なりと雖とも世間往々此の目的と扞格するの觀あるは本校の遺憾とする所なりされば本校が開催する今回の運動会は之を体育の学理に照らし之を實際の経験に徴し一に運動会其ものの趣旨に悖らざらんことを期せり

(2) 故に本校の運動会に於て挙行する運動及び競技は其性質に於ても其種類に於ても運動者各自の生理的の可能力例へば年齢の程度乃至両性の差異等に相当せしめんことを主とし決して過度に失するか若しくは身体の一部部に偏する等の為め危害を惹起する事なからんことを図れり

(3) 凡そ勝敗を競ふ運動は競技其ものの性質上競技者をして往々厭ふべき卑劣心を醸さしむる事なきにあらざれば本校は特に此点に注意し凡そ競技其ものを目的として賞品の有無に關せしめざるは勿論運動の中途にして之を廢止し若くは自己の勝利を期せんが為めに他に妨害を与ふるが如き事をなさしめず主として各自の体力を修練すると共に徳義の實踐を期せしめんことを力む。

(4) 上述の趣旨に従つて場内の裝飾等は一に質素を旨とし虚榮的情弊に流れざらんことを期せり従つて來賓に對しても特に飲食物の接待を設けず。

(5) 競技を主とする運動のみにては体育普及の趣旨に反するを以て本校は努めて団体的若くは個人的運動を適宜に課し一は以て協同一致の精神を涵養し一は以て爽快勇壯の氣象を鼓舞せんことを期せり。

勝敗を競う競技種目は往々にして卑劣心を醸成することがあるとしながらも、競技種目を運動會種目に採用してゐるのは、学校当局が競技種目すなわちスポーツに一定の評価を与えていたからに外ならない。体操学校が選択し

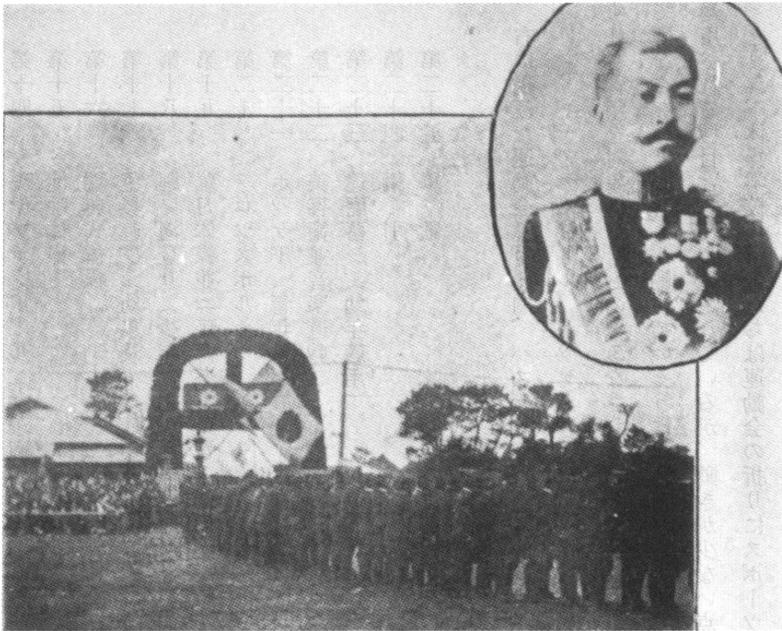
たスポーツ種目とはどのようなものであったのだろうか。第二回の運動会で実施された演技種目を次に掲げてみよう。

- 第一 (い) 旭の御旗 (幼年適用) (ろ) 日本ノ絶景 (幼年適用)  
(は) 架橋縦列作業競争 (幼年適用)・衛生隊作業 (幼年適用)  
(に) 不具者のかけくら (幼年適用) (ほ) 伏仰毬送り (幼年適用)  
(へ) 旗奪ヒ (幼年適用戦闘的) (と) 瑞穂 (幼年適用)
- 第二 十字競争 (青年適用)
- 第三 バスケットボール (青年適用)
- 第四 指揮遊ビ (少年適用)
- 第五 箱根山 (幼年適用)
- 第六 障害物競走 (青年適用)
- 第七 中隊教練
- 第八 分隊競走 (青年適用)
- 第九 フットボール (青年適用)
- 第十 (い) テンピンス (青年適用) (ろ) クライツ (青年適用) (は) 毬寄せ (幼年適用)  
(に) バドミントン (女子適用)
- 第十一 棍棒体操
- 第十二 校友スプーン競争
- 第十三 アンヴィルコーラス

- 第十四 キヤプテンボール（女子適用）
- 第十五 徒手体操
- 第十六 瑞典式体操
- 第十七 色彩遊び（幼年及少年適用）
- 第十八 鯉ノ滝登り（少年適用）
- 第十九 薙刀体操並ニ薙刀遊戯（女子適用）
- 第二十 クロツスポルカ
- 第二十一 ホツケー（青年適用）
- 第二十二 美容術並音楽遊戯
- 第二十三 達磨落シ（幼年適用）
- 第二十四 綱引
- 第二十五 軍歌

右に掲げた運動會種目の内、バスケットボール、フットボール（サッカー）、テンピンス（ボーリング）、バドミントン、キャプテンボール、ホツケーをスポーツ種目として取り出すことができる。しかもこのスポーツ種目はいずれも青年を対象にしたものとみなされている点が注目される点がある。競技スポーツは青年でなければ行つてはならないとの考えが働いていそうに思えるからである。なお、バドミントンとキャプテンボールは青年女子に適用される種目として実施されているが、動きが少ない点が女子に適していると解されていたようである。

とまれ、体操学校の学生たちは運動會の折りにスポーツを経験する機会を持ち、予行演習期間に当該スポーツの



体操学校第五回運動会に台臨の総裁閑院宮を迎える学生 明治38年5月9日  
 (『体育』138号)

練習に打ち込むことができたわけである。しかし、運動会種目にスポーツ種目を選ばれないときにはその機会を失うことになるので、次に運動会とスポーツ種目の関係について眺めておきたい。第三回運動会は明治三十七年四月二十四日に牛が淵の模範体操場を会場にして開催された。この運動会は日本体育会第三回定期総会終了後に開かれたもので、五、〇〇〇人の観衆が詰め掛けたという。演技種目は二〇を数えるけれども、前回の運動会において実施されたようなスポーツ種目は組み入れられていなかった。また体操学校が大井へと移転してからも牛が淵時代の運動会は継承されているが、大井に移転後の翌年(明治三十八年五月九日)に開催された運動会は荏原郡を上げての連合運動会となっている。体操学校と荏原中学校ならびに荏原郡小学校連合の三者一体の連合運動会へと発展したのである。しかし、ここでは体育的な

演技種目が主流となり、そこにスポーツ種目の介入する余地はなかったといわねばならない。

ところが、明治末年ころから体操学校の運動会も「競技的」運動を取り入れるようになった。第一回の運動会で採用されたスポーツ種目の演技とは異なり、競技として実施されたのである。明治四十三年に開催の第十二回運動会から他の学校の選手を招いて器械体操の競技が実施されるようになる。いっぽう、大正期に入ると、日本のオリムピック初参加が契機になったのであろうか、陸上競技種目が運動会の花形になっていった。体操学校の運動会もその例にもれなかった。大正期の資料を欠くけれども、変貌した運動会種目について昭和五年に開催のプログラムはその事実を雄弁に物語る。昭和五年十月に開催の秋季陸上大運動会では全部で五十三にわたる演技種目が用意されたが、次に掲げる十五もの陸上競技種目（競争種目）が実施されているのである。ここに、体操学校の学生たちによるスポーツ活動の一端を垣間見ることができよう。

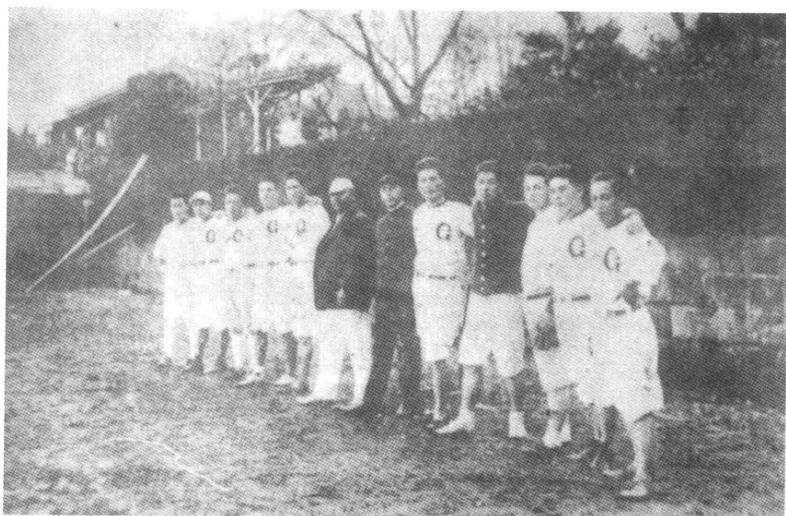
#### 秋季陸上大運動会挙行順序

10	8	7	2	順序	運動種目
					百米競走
					二百米競走
					千五百米競走
					百米競走
41	39	37	19	順序	運動種目
					五十米競走
					四百米競走
					一二対抗リレー
					他校八百米競走
50	49	48	47	順序	運動種目
					四百米競走
					二百米競走
					協同リレー
					八百米リレー

### 第三項 体操学校スポーツの興隆と体育研究会の改組

日本体育会体操学校が開校した当初から川瀬元九郎の助言によって誕生したとされる「体育研究会」は「研究」に主眼が置かれ、斯界の重鎮を招いての講演会の開催などの文化的活動を中心に据えてきた。しかし、大正期に入ると、その研究会の組織と運営に変化が訪れるようになる。その変化を促したのは大正期に華開いたスポーツであった。体操学校にも日本のオリンピック参加に影響を受けたスポーツの波が押し寄せ、同好会的な組織として誕生してきた運動部が次第に競技部的性格を帯びるようになってきたのである。その傾向は大正十年代になって顕著化し、学生連盟に加盟する運動部も出てくるようになった。たとえば、器械体操部（後の体操競技部）は大正十二年の春に「学生器械器具体操連盟」への加盟を果たし、角力部（後の相撲部）はすでに「関東学生連盟」に加盟していたという。このいっぽうで、庭球部や弓術部のための施設が完成をみていたし、陸上競技部やホッケー部が存在、さらには大正十二年秋には野球部が結成されていた、とも伝えられている。大正期に興隆した学生スポーツは体操学校にも新しい息吹をもたらさずにはおかなかったのである。その結果、誕生したのが体操学校独自の応援スタイルであったし、学校を上げての運動部活動の奨励であった。

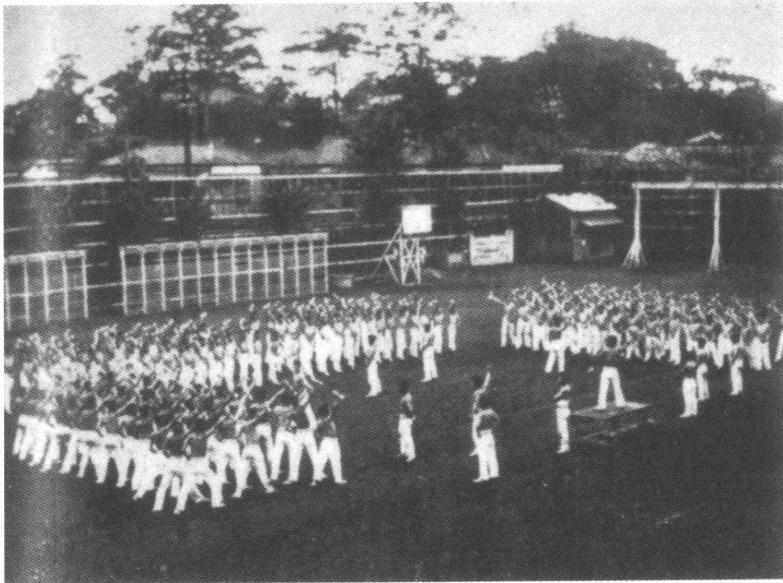
(一)「エッサツサ」の誕生



日本体育会体操学校・野球部（『国民体育』大正13年1月号）

日本体育大学の独特の応援スタイルとなった「エッサッサ」は大正十年代の体操学校でうねったスポーツの波が誘因となって誕生した。この頃になって体操学校がようやくくにして学生スポーツ界に参入しはじめる。ために、競技力には遅れをとり他の学校の後塵を拝することとなった。したがって、応援にはこのほか熱が入ったといえそうである。とりわけ、大相撲と密接な関係をつなげてきた日本体育会が経営する体操学校は全校を上げて相撲の応援のために国技館へ駆けつけるほどであった。エッサッサが考案される前までは、和太鼓のリズムに合わせて行う三、三、七拍子の応援がなされていた。その当時、東京農大には「大根踊り」が、商船学校には「錨をあげて」が独自の応援スタイルとして有名を馳せていたが、その応援スタイルに匹敵するものを考案しようと企てたのが体操学校学生の平井一氏であった。

氏は大正十四年四月、体操学校高等科に入学、昭和二年三月に卒業しているが、その学生時代に「エッサッサ」を考案し、それを日体の応援スタイルとして定着させている。一八〇セン



日体独特の相撲応援の練習風景（『国民体育』昭和9年6月号）

チを越える大柄な体躯を持ち、八十五歳になる今もなお書道家・武道家として活躍している翁の語るところによると、エツサツサの誕生劇はこうであった。大正十五年の春休みに平井氏は学生寮の中で考案し、四月十五日に完成させた。その考案にあたっては、その当時アメリカから持ち込まれていた「ピストン・ロツヂ・アームモーション走法」がモチーフとされた。この走法は腕を高く振り上げ、手が目の高さには達するという大変ダイナミックなスタイルである。これを歩きながら行うこととした。基本振り付けが完成すると次は静と動、強と弱、速と遅の要素でもってめりはりがきかされ、それらの要素は指揮棒の指図によって変えられた。そして、掛け声である。これはその当時流行っていた童謡「お猿の駕籠屋」からとられたという。「エーサ、エーサ、エツサホイ、サツサ」というくだりである。最後の「エツサホイ、サツサ」が縮って「エツサツサ」となった

わけである。当時、国技館で行われた学生相撲大会において優勝したときには優勝校の応援スタイルでもって国技館のある両国から銀座までの道のりを練り歩くのが習慣となっていた。この銀座を闊歩する「優勝パレード」のために、「エッサツサ」が考案されたともいえそうである。

その日体独自の応援スタイルは学生寮で誕生したことが幸いしたといえよう。六十五年もの歳月の流れの中で連綿と継承してこれたのも、学生寮の伝統として先輩から後輩へと伝え続けられたからにはほかならない。その間、この応援スタイルはエッサツサと呼ばれ続けてきたわけではなかった。上半身の肌をあらわにして実演することから、「裸踊り」と呼ばれた時代もあった。時代は移り、エッサツサも時の寮生たちによって少しずつアレンジされてきた。その結果、今日では指揮棒に代わって和太鼓が「エーッサツサ」のリズムをとるようになったし、脚を前後に大きく開き、上体を起こしながら腕を高く振りかざし、上体を起こしてからは上下動を導きながらランニングの時の腕の振りを力強く演ずる、というスタイルにもなった。日体大のシンボル・アニマルが獅子（ライオン）であることから、夜空に獅子が月に向かって咆哮する様子（さま）を表現した型として知れわたることになったのである。

## （二） 体育研究会の改組

「エッサツサ」という独自の応援スタイルが考案される一年前に、体操学校は課外教育の方針を大きく転換した。それは「体操」学校における「スポーツ」活動の奨励であった。中等学校の体操科教員の養成を行ってきた日本体育会体操学校は体操教材が中心の時代にあつて学生のスポーツ活動を優先して奨励するはずはなかった。しかし、大正期に日本のスポーツは国際化の時代を迎え、学校体操の教材の中に占めるスポーツ教材の位置が大きくなってきたことは、体操学校スポーツにとって好都合であった。体操学校でも運動部が華開く環境が整いはじめたのであ

る。

大正十四年四月、体操学校研究会は運動部を主体にその他の文化的諸クラブをも含めた学友会としての「研究会」へと転換をはかっている。改正された会則は『国民体育』誌（大正十四年五月号）に掲載されているので、次に掲げておくことにしよう。

## 体操学校研究会会則

### 第一章 名称目的及び会員

第一条 本会ハ日本体育会体操学校研究会ト称ス

第二条 本会ハ本校教育ノ精神ヲ奉体シ会員ノ知徳啓発技能ノ修練ヲナスヲ以テ目的トス

第三条 本会々員左ノ如シ

一、正会員 在学々生トス（本校学生ハ必ス入会スルコト）

二、特別会員 卒業生トス

三、名誉会員 在職々員トス

### 第二章 事業

第四条 本会ノ目的ヲ遂行センカ為メニ左ノ諸部ヲ置ク其ノ施設事項左ノ如シ

一、総務部 各部ヲ統括シ本会事業ノ記録並ニ会務ノ報告ヲナス

二、会計部 会計ニ属スル記録報告ノ事務ヲ整理シ本会金銭出納ノ事務ヲ司ル

三、講演部 名士ノ講演本校職員ノ講話会員ノ演説並ニ雜誌ノ編纂発行ヲナス

四、ダンス部（音楽並ニダンス）音楽並ニダンスニ関スル研究ヲナス

五、陸上競技部 陸上競技ノ發達奨励ヲ図リ之レガ研究ヲナス

六、角力部

七、庭球部

八、野球部

九、水泳部

一〇、団体競技部 蹴球、ヴァレーボール、バスケットボール

一一、高等器械部 (高等器械、タンプリング)

一二、山岳部 (スキー、登山)

一三、乗馬部

### 第三章 役員

第五條 本会ニ左ノ役員ヲ置キ事務ヲ処理セシム

一、顧問 (校長、主事、寮監ヲ推挙ス)

二、総務 一名 会務ヲ總理シ本会ヲ代表ス

三、部長 各部一名 総務ヲ補佐シ該部ヲ統轄ス

四、委員 人員部長一任、部長ヲ補佐ス

五、會計係

第六條 役員ハ凡テ正会員ヨリ選舉ス

第七條 役員ノ任期ハ一ケ年トシ毎学年ノ始ニ於テ選任ス 但シ部長ハ二年生トシ兼任セサルモノトス

委員ハ二以上ヲ兼任セサルヲ本則トス

第八條 役員ニ欠員ヲ生セシ時ハ補欠選舉ヲ行フ 但シ後任者ハ前任者ノ任期ヲ継グモノトス

### 第四章 会費及ビ會計

第九條 正會員ハ會費ヲ負擔ス

但シ會費ハ第一期金三円、第二期金二円、第三期金二円トシ毎学期ノ初一ヶ月以内ニ本會々計係ニ払込ムコト

第十條 新入會者ハ入會金五円ヲ入會後一ヶ月以内ニ本會々計係ニ払込ムコト

第十一條 本會ノ經費ハ前二項及ビ其他ノ收入ヲ以テ支弁ス

第十二條 本會收入金額ノ百分ノ二ヲ基本金ニ積立ツルモノトス 但シ危急ノ場合ニハ役員會ノ結果流用スルコトヲ得

第十三條 本會々費及ビ基本金ハ郵便貯金トシテ保管スルモノトス

第十四條 本會予算ハ毎学期ノ初メニ各部ヨリ之ヲ提出シ予算委員ノ決裁ヲ經ルモノトス

決裁セラレタル予算ハ所定ノ場所ニ揭示スルモノトス

第十五條 會計事務ノ決算報告ハ毎学期ノ終リニ於テ行フ

#### 第五章 帳簿

第十六條 本會ニ左ノ主要帳簿ヲ備ヘ部長ヲシテ其ノ取扱ヲ担当セシム

一、會則

二、研究会誌

三、會計簿

四、會費徵集原簿

五、會費徵集簿

六、備品台帳

七、購入簿

八、領收証綴

各部一  
各部一  
各部一

九、郵便貯金通帳

一〇、予算簿

一一、寄贈録

右ノ外事務上必要アル補助簿ハ各部ニ於テ適宜調製スルコトヲ得

第十七条 本会ニ於ケル帳簿ノ保管整理ハ各部長責任ヲ負フモノトス

第六章 備品

第十八条 本会備品ハ各部ニ於テ保管スルモノトス、部長ハ保管上ノ責任ヲ負フモノトス

第十九条 各部備品ノ毀損、亡失等セシ時ハ之レヲ物品台帳ニ記入シ常ニ現在品ハ備品台帳ト一致スルモノトス

第二十条 各部ノ備品は毎月一回総務ノ調査ヲ受クルモノトス

第七章 会議

第二十一条 本会ニ役員部会、役員総会、予算委員会、會員總會ヲ置ク

一、役員部会 部長其必要ヲ認ムル時ハ隨時之レヲ開設ス

二、役員總會 必要ヲ認メタル時ハ隨時之レヲ開設ス

三、予算委員会 每学期ノ初メニ開設ス

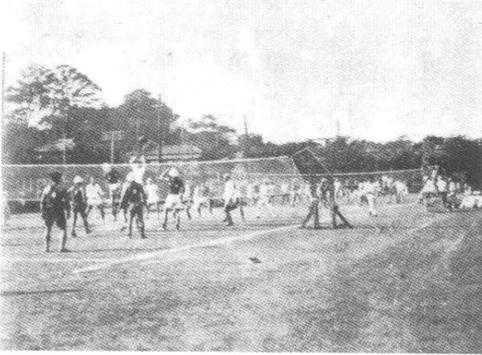
四、會員總會 會則變更ノ必要ヲ認メタル時並ニ学年ノ始メニ之レヲ開設ス 但シ必要ヲ認メタル時ハ隨時之レヲ開設スルコトヲ得

第二十二条 會議ハ協賛ヲ旨トス

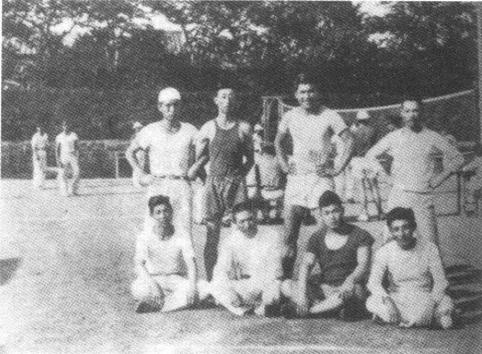
第二十三条 會則ハ會員總會ニ於ケル多数決ニ非レバ變更スルコトヲ得ス

第八章 雑則

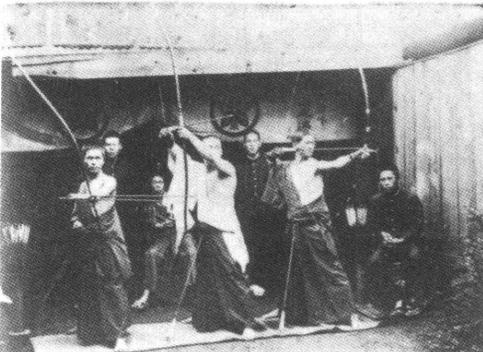
第二十四条 本会ニ寄贈セラレタル図書、器具、金員等之レヲ領取シテ寄贈録ニ登記シ永ク其ノ氏名ヲ將來ニ



体操学校学生の対寮バレーボール風景（『国民体育』昭和3年7月号）



課外指導を終えた体操学校教官（『国民体育』昭和3年7月号）



体操学校弓道部の練習風景（『国民体育』昭和3年7月号）

伝フベシ

但シ金員ハ第十一条ニヨリ取扱ヒ図書器具ハ之レヲ各部ニ於テ保管セシム

第二十五条

本会員改選ノ後事務備品其他引継ハ顧問立合ヒノ上行フモノトス

第二十六条

本会役員会務ヲ帯ビ本会ヲ代表シテ出行スル時或ハ物品購入ノ為メ出行スル時ニハ旅費ノ一部ヲ

支給スルモノトス

第二十七条

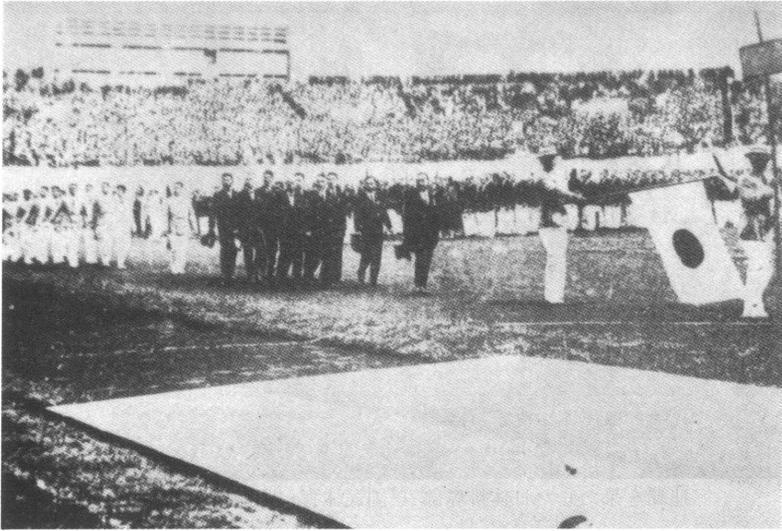
各部ニ於テ本会ヲ代表シテ派遣スル選手ニハ旅費ノ一部ヲ支給スルモノトス



連覇を果たした日体排球部（『国民体育』昭和7年12月号）

この日本体育会体操学校体育研究会の会則は「研究会」を「学友会」へと改組することが体操学校当局によって承認されたことを物語る。運動部の活動が研究会の中心的活動となり、学校を代表して出場する選手には旅費を支給するまでになったのである。当該会則の中で承認されている運動部は一〇部を数えるが、「団体競技部」「高等器械部」「山岳部」はさらに細分化されるので、運動部の総数は一四部にのぼり、また、このほかにも、弓術部・ホッケー部・剣道部・柔道部・応援部が活動をしていたのだから、学校当局にとってはスポーツは無視出来ない存在になっていたといわねばならない。昭和という新しい時代に向かって体操学校スポーツが醸成されてきたといえよう。

昭和初年代には早くも柔道、バレーボール、庭球の各々が優勝という二文字を手に行っている。昭和四年に都下高専リーグで柔道部が優勝、昭和六年にバレーボール部が関東学生選手権で男女優勝、翌七年の大会に男子が連続優勝、そして庭球部が昭和六年に関東学生選手権で優勝した。これは大正十年代に運動部としての基礎が築かれていた結果のなせるわざといえよう。しかし、これ



第9回アムステルダム・オリンピック大会開会式の日本選手団旗手・中澤米太郎選手（『国民体育』昭和3年10月号）

らの運動部の偉業は「猛練習」の賜物であったと解することができないようである。この点に関して『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』は次の如く分析する。

もちろん、本校の各運動部が挙げた好成績は、他の諸学校のように一種目かぎりの少数優秀者だけの猛練習の結果とは同列にみられない。本校では、体操教員養成の観点から、得手不得手を問わず、あらゆる種目にわたって練習することを要求しており、かならずしもその種目について十分な練習時間を持たなかったことを考慮しなければならない。むしろ、日頃の体操教員となるための広汎な練習成果が、特定の種目にも反映して、必然的にこの好成績をもたらした点に注目せねばならぬ。

このように、体操学校当局は競技力一辺倒の運動部を推奨したわけではなかったけれども、昭和という新時代を迎えてからはオリンピック選手を輩出するようになった。

その第一号は中沢米太郎選手であった。昭和三年七月に開催の第九回オリンピック競技大会（アムステルダム）に陸上競技棒高とび選手として出場し、六位に入賞（記録、三メートル九〇）した。昭和七年の第一〇回オリンピック競技大会（ロスアンゼルス）にも本校から二名の選手が参加した。この大会から日本が初参加した体操競技に佐々野利彦・武田義孝の両選手が出場している。そして昭和十一年の第一一回オリンピック競技大会（ベルリン）に体操競技と陸上競技に本校から選手を送り出している。体操競技には武田義孝、三宅芳夫、曾根道貫、有本彦六の四選手が、陸上競技走高とびに朝隈善郎選手が出場したのである。次のオリンピック競技大会は東京で開催されることになってしたが、戦争のため返上された。この返上がなければ、さらに多くのオリンピック選手を輩出し、これを機に体操学校スポーツが飛躍的な発展をとげたであろうことは想像にかたくない。

大正十三年にはじまった明治神宮競技大会は、十五年に国民体育の奨励を旨とする全国的な体育行事としてその装いを改めた。この精神は日本体育会が創立以来掲げてきたものと一致することから、日本体育会体操学校も積極的に神宮大会に係わるようになっていった。とはいえ、その大会の中心となっていては無く、体育運動への啓蒙を主眼とした集団体操ないしマスをゲームを披露して神宮大会に華を添えたのである。しかし、この事実は、体操学校当局がスポーツを完全に承認したことを示すものであった。神宮大会の中身は、明らかにスポーツによって採られていたためである。

なお、日本体育会体操学校時代のスポーツ活動を、日本体育会体操学校運動部の推移を通して眺めてみると、次頁に掲げる表のようにまとめられよう。

日本体育会体操学校運動部の推移

運動部名	明34	明40	大14	昭3	昭10	備考
体操競技	○	○	○	○	○	器械体操部、高等器械部とも称された
射撃	○		○	○	○	撃剣部とも称された
剣道	○	○	○	○	○	
弓道	○	○	○	○		弓術部、大弓部とも称された
ボート	○					漕艇部とも称された
テニス	○	○	○		○	遊戯部内に含まれる ローラーステニス部、庭球部とも称された
野球	○		○		○	遊戯部内に含まれる ベースボール部とも称された
ラグビー	○				○	遊戯部内に含まれる フットボール部、ラ式蹴球部とも称された
サッカー	○		○	○	○	遊戯部内に含まれる フットボール部、ア式蹴球部とも称された
クリケット	○					遊戯部内に含まれる クリケット部とも称された
ローラースケート	○					スケータンギ練習部とも称された
自転車	○					
馬術	○		○		○	馬術練習部、乗馬部とも称された
柔道	○	○	○	○	○	柔術部とも称された
水泳	○		○	○	○	游泳部とも称された
卓球		○				ピンポン部とも称された
ダンス	○		○	○	○	
陸上競技			○	○	○	競技部とも称された
相撲			○	○	○	角力部とも称された
バレーボール			○	○	○	排球部、ヴァレーボール部とも称された
バスケットボール			○	○	○	籠球部とも称された
スキー			○		○	
山岳			○			登山部とも称された
ホッケー			○	○	○	
応援			○	○	○	
体操	○	○	○	○	○	

明34・・・模範体操場における運動部活動

明40・・・学生寮における運動部活動

大14・・・日本体育会体操学校体育研究会会則

昭3・・・昭和2年度卒業アルバム（昭和3年3月）

昭10・・・昭和9年度卒業アルバム（昭和10年3月）

## 第五節 日本体育会体操学校女子部の開設とその消長

### 第一項 日本体育会と女子体育の振興

「『体育富強之基』をスローガンにして国民体育の振興に努めてきた日本体育会は、強兵の基礎としての男子の基礎体力だけでなく、女子の基礎体力の向上に意を尽くしてきた。長期的展望に立った時、丈夫な子どもを出産してもらわなければ強兵の供給は覚束ないからである。運動を通して女子のからだづくりをなし、健康で丈夫な母体に子どもを孕ませ、丈夫で健康な子どもを出産させようという考えである。今をして思えば、女性にとつて大変迷惑な話であるが、このような論理の力ヲクリなくして女子体育の振興は願うべくもなかつたのも事実である。とまれ、本会が女子体育を振興せんとした理由は、明治二十八年当時に著わされた「日本体育会ノ要旨」の中に見出すことができる。すなわち、「補則」として次の文が追加されているのである。

億兆心ヲ一ニスル云々ノ 聖詔ヲ奉読スレハ知徳体ノ三育モ固ヨリ全国民一般ニシテ男女長幼貴賤ノ別ヲ立ツ可キモノニ非ラス且ツ女子ノ体育ノ良否ハ忽チ生児ノ強弱ニ関シ生児ノ強弱ハ即チ遠ク国家命脈ノ盛衰ニ関スルモノナレハ其影響スル所決シテ少小ナラス因テ本会ハ男子ノ体育ニ次テ更ニ女子相当ノ体育（体育難刀及其他女子体育ニ適スル種類）ヲ計画シ漸次別ニ其場ヲ設ケ以テ之ヲ教育センコトヲ図レリ

右の創立当初からの理念に基づいて設置されたのが「女子部」(女子遊戯部、女子遊戯講習会)であった。明治三十二年五月、模範体操場に女子のための運動クラブを設置したのである。女子に適する運動の機会を提供することによって健康で丈夫な身体をつくり、将来の出産にそなえてもらおうというわけである。しかし、このような非生産的なやり方では多くの婦女子に運動を処方することができない。そこで、女子体育の奨励は女子の手で実施させるとの方針を打ち出していった。女子の体操教員を養成して女子体育を振興させようというわけである。

## 第二項 日本体育会体操学校女子部の開設とその低迷

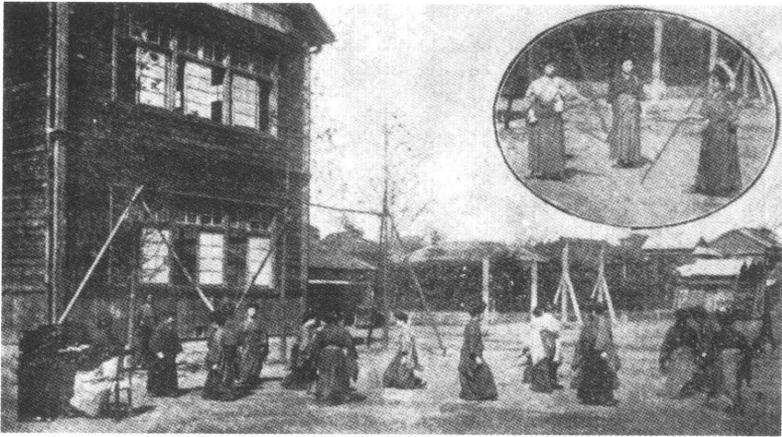
明治三十五年十二月十七日、日本体育会は文部大臣宛に日本体育会体操学校女子部の設置願を提出、翌明治三十六年一月十二日にその認可を受け、同年四月に開校する。ここに女子体操教員の養成が始まった。前項でもふれたように、体操学校女子部は明治三十二年五月に設置の模範体操場の女子(遊戯)部から発展したもので、これが明治三十三年十月に「女子体操遊戯講習会」と改称し、さらにその講習会が体操学校女子部へと発展的に吸収・合併されている。女子部の設置がなった明治三十六年当時の女子体操教員養成の状況を見てみると、女子高等師範学校に国語体操専修科が設置されていたし、その前年には東京女子体操音楽学校が設立されていた。体操学校女子部は時流に則して開設されたといわねばならない。なお、日本体育会体操学校女子部は男子部と切り離して設置されており、実質的には日本体育会女子体操学校として発足したとみなければならぬ。

では、体操学校女子部においてどのような教育が行われたのであろうか。開設当初の学則は今に伝えられていないので、正確を期しがたいけれども、「年限一年の普通科を設置している点からみて、また、設置と同時に東京府が

小学校体操科教員の無試験検定を認めている点、ならびに同年七月二十三日文部省から小学校に關し男子同様の無試験検定を認めるように各地方庁に通牒された点（卯普甲二二一〇）からみて、男子の普通科から兵式体操關係の課目を除外した学則であった」（『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』）と推量することができる。学則が不明ならば、設置場所も確認することができない。しかし、『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』の分析するところによれば、女子部がスタートした場所は麴町区二番町の成女学園内であった。その根拠は、『体育』一三六号の中で明治三十八年四月に成女学園から牛が淵の「本会事務所内新築校舎」（寺田勇吉の精華学校を意味する）へ移転してきたことが報じられていることに求められる。とまれ、体操学校女子部は募集定員五〇名を予定したが、実際には二〇余名の入学生を迎えてそのスタートを切らねばならなかった。

明治三十七年一月二十二日、日本体育会は体操学校女子部高等科の設置の申請書および同科の体操科教員無試験検定出願資格の申請書を東京府を通して文部省に提出した。この申請に対して、同年三月三十一日付けで高等科設置が認可され（普甲三〇九）、四月に開校することになった。けれども、中等教員体操科無試験検定出願資格は認可されていない。その理由は教育課程にあったのか、あるいは施設にあったのかは定かではない。普通科と同様に、高等科の学則も不明なのである。その学則を募集広告から判断すると、次のようにまとめることができるという（『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』）。

女子部高等科も、普通科同様、その学則を明らかにすることはできない。しかし、募集広告その他からみて、男子部高等科とほぼ同様であったと思われる。すなわち、高等科は高等女学校の体操科女子教員の養成を目的



体操学校女子部（牛が淵）の授業風景（『国民体育』大正4年10月号）

としたもので、男子部の別科に相当する文部省検定受験者のための「受験科」や、数科目だけの履修希望者のための「選科」をも併設している。高等科の修業年限は一年半、授業料月額一円五〇銭、授業は午後二時からで、「午後の教授なるを以て他の学校と兼修する事を得べし」と付記されている。また、入学資格は男子部同様、高等女学校三年終了程度であった。

明治三十八年四月、体操学校女子部は男子部が大井へ移転した跡の牛が淵へ移転した。そこには日本体育会の事務所が所在している。しかし、実際には男子部ないしは模範体操場の跡地に精華学校が設立されており、女子部の移転は精華学校への移転を意味していたのである。このことに関して『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』は詳細に分析・検討しているので、次に引いておくことにしたい。

#### 精華学校への移転

体操学校（男子部）が大井へ移転したのち、牛が淵は愛国婦人会の本拠となった。本会施設としては、その片隅にわずかに

弓術場などが存在したにすぎない。

当時、体操学校女子部は、麴町区二番町の成女学園内で授業を行っていたが、明治三十八年四月に牛が淵の本会「事務所内」新築校舎へ「移転」した（『体育』一三二六号）。以後、いわば女子部の牛が淵時代がはじまる。

この牛が淵の新校舎とは、愛国婦人会の隣、旧模範体操場跡へ新設された精華学校のことである。成女学園が宮田脩の好意で使用できたのと同様、寺田勇吉の好意によるものであった。すなわち、精華学校は、寺田勇吉、湯本武比古らが女子の初等教育から中等教育への一貫教育をめざして設立した学校で、明治三十八年四月、牛が淵に開設された。この開設と同時に、体操学校学監で本会理事でもあった精華学校長寺田勇吉が、その施設を女子部のために提供したと推される。もちろん、校舎の使用料を支払った形跡はない。ただ精華学校の授業が終了してから使用せねばならなかったため、午後二時以降に女子部の授業を開始した。これは、成女学校時代と同様である。以来、女子部は、寺田を中心とその教育活動を展開する。

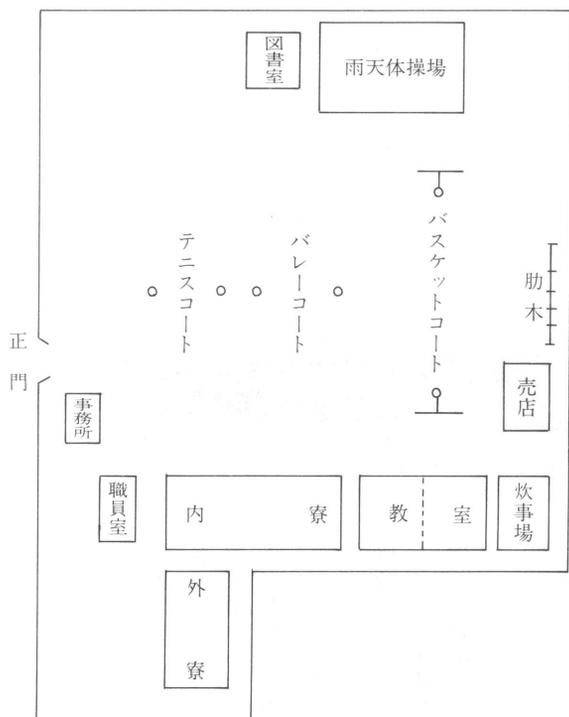
このような同居状態にあったために、体操学校女子部の発展は望めなかった。しかし、そんな状況にありながらも中国人留学生を受け入れている。『体育』一九五号の報ずるところによれば、明治四十年二月には数名の中国人が在学して熱心に授業を受けていたという。また、四十二年七月には普通科二名、四十四年七月には高等科選科二名の卒業が確認されている。体操学校男子部と同様に、この時期の女子部は中国人留学生を積極的に受け入れていたといえよう。いっぽう、体操学校女子部高等科は中等学校教員無試験検定試験出願資格を得られなかったが、卒業生の多くは文検に合格して女子中等学校の体操教員とし女子体育の奨励に与かっているのである。明治四十三年二月現在で体操学校女子部高等科発足以来の卒業生の就職先を整理すると、「体操学校女子部」（一名）、「尋常師範学

校」(五名)、「高等女学校」(三〇名)、「小学校」(四名)、「上級学校進学」(一名)、「在外国」(一名)、「不明者」(二〇名)となる(「体育」一九五号)。卒業生六二名中、三六名が中等学校教員になっているわけである。このことは、文検に合格する学生が如何に多かったかを示すと同時に、厳しい教育が行われていたことを暗示しているといえよう。

間借り状態にあつて、午後二時に授業を開始し六時に終了した女子部に語るべきキャンパス・ライフはない。しかし、男子部の体育研究会と校友会を兼ねたような組織であつた「山水会」は成女学園に同居していた時代に結ばれ、精華学校時代でも継承されている。本会が卒業生送別会や月例会をしばしば開催したというのだから、授業以外の楽しみもあつたようである。しかし、女学生たちのゆとりある学園生活は間借り状態を脱して、独立キャンパスに移転するまで待たねばならなかつた。

### 第三項 体操学校女子部キャンパスの独立と発展

大正十二年四月二十一日、体操学校の男子部と女子部を同一規則の中に示し、制度上での合併を実現するための「日本体育会体操学校規則の改正」が認可された。これによつて、女子部は男子部のレベルまで引き上げられることになつたが、キャンパスを男子部と共有することを意味しなかつた。依然として体操学校女子部のキャンパスは精華学校内に置かれ、理想的教育と現実とのギャップが埋られることはなかつたのである。しかし、昭和二年四月、懸案の独立キャンパスが確保され、荏原郡六郷村雑色への移転がなされている。この移転に関しては『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』に詳しいので、長くなるが次に引いて置くこととしたい。



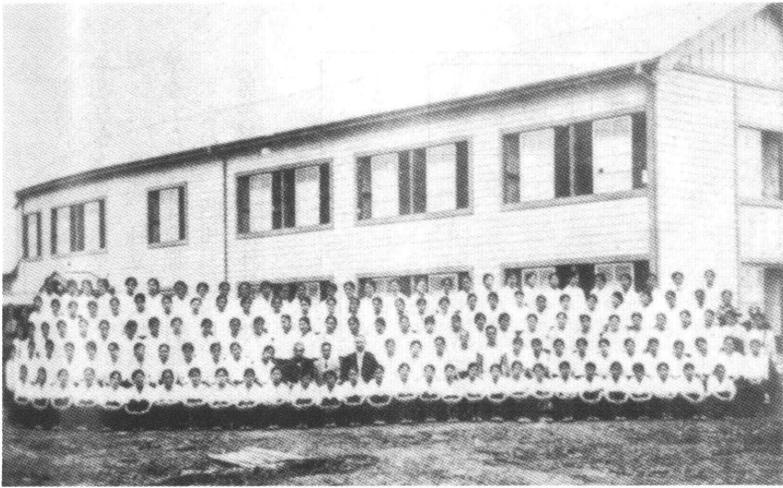
女子部施設配置図



女子部学生の助木による運動（『国民体育』昭和3年11月号）

新時代の体育界は、女子体育の指導者をも本格的に要求するようになった。このため、本校女子部は、学則を男子部と同一水準に改めただけでは不十分となり、九段の精華学校に間借り生活が続けることを許されなくなった。当然、独立の校地校舎が必要となる。そして、野崎理事らの努力により、昭和二年九月、女子部は新築なった府下荏原郡六郷村雑色一五七番地、二、一七〇坪の「専用」校地へ移転する。

すなわち、昭和二年四月、女子部は二〇年間にわたる九段牛が淵の精華学校に別れを告げ、大井の体操学校（男子部）内へ仮移転した。ここで、雑色の新築を待ったのち、九月二十四日、雑色へ移転したのである。



雑色移転時の女子部寄宿寮（『国民体育』昭和3年6月号）

ここに、一〇年間にわたる女子部の雑色時代がはじまる。この女子部の位置は、多摩川に近く、大井の男子部からは約八キロメートル、京浜電鉄雑色駅から二〇〇メートル、京浜国道から一〇〇メートルであった。開校当時、付近は人家まばらな田園風景であった。校地は周囲を松と桜で囲い、二、一七〇坪の広さを有した。そのなかに、教室二五坪、体操室六〇坪、職員室八坪、事務室六坪、器械置場六坪、寄宿舎一二階建一二〇坪の建造物と、運動場一、九三〇坪とを擁した。その後、翌昭和三年十一月には御大典記念として図書館一二坪をも建設した。これは作法室をも兼ねた。こうして、男子部よりは狭いけれども、学生数に見合った専用の新校地で、昭和の新時代に応ずるための女子体操教員養成がはじまる。

校舎配置は大要〔前頁〕の図の通りである。

体操学校女子部の往時を伝える資料は少ない。したがって、どのように移転の計画が練られ、どのような手順で移転が図られたのかを生の資料で確かめることは難しいといわねばならない。そこで、『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』に掲載され

ている女子部卒業生の回顧録を手掛かりに、移転の様子を垣間見たい。雑色の女子部に入学し、卒業後母校で教鞭をとった渡辺瑞枝氏は次の如く牛が淵から雑色への移転の経過と移転直後の様子を回想する。

昭和二年三月まで九段坂下牛が淵にあった精華高等女学校の一部で授業をしていた日本女子部は、都合によって移転することになり、四月になると大井町の男子部に近い所ということで、同じ京浜急行沿線の雑色に校舎を新築することになった。私はその年の四月に女子部に入学した。どんな事情かわからないが、建築が間にあわず、五四名が男子部校舎で入学式を挙げた。その後一学期間は、男子部が午前中、女子部が午後授業を行ない、その交換の時間差は嚴重に守られて、一切顔をあわすことのないすれ違いであった。

窮屈だった男子部の授業もやがて二学期には校舎落成と共に解消され、期待に胸ふくらませて雑色に移った。しかし、校門に立って驚いた。草ぼうぼうの中に二階建の寄宿舎とおぼしき建物が一棟あるだけで、校舎らしきものは見当らず、通学生であった私はただうろろするだけであった。そして、世馴れた寮生の案内で教室らしき所を教えられた。この部屋は板戸によって二つに仕切られ、その一つは食事になると寮の食堂になり、私たち通学生は追いやられる始末である。移転当時はそんな事情で体育館もなく、毎日残暑の酷しい中を、全校一〇〇名近くが草の根を掘りとする作業を懸命にやった。それでも独立した自分の学校ができた喜びで、誰一人不平を言う者もなく、ひたすらクランド整備につくした。三学期の終り頃、屋根と窓わくだけというお粗末であったが、待望の体育館五〇坪が新築された。上級生は、この床のない土間の体育館で卒業式を迎え、巣立っていた。当時生徒数も少なく、不況の社会情勢の中で経営に当たっていた野崎理事も容易でないと学生ながらも察しがついて、霜解けのぬかるグラウンドにむしろを敷いてシュートの練習をしたり、他の施設へ行って練習したりの悪い条件の中で、ひたすら私たちは頑張った。

その頃、女子部の服装は、私など少数は自由な洋服も着ていたが、殆どが和服に袴というスタイルで、実技

になると、白いポプリンの上着に紺の膝まであるブルマーと黒い長靴下をはいていた。私が二年になって紺サージのツーピースの制服がきまった。

右によって雑色への移転当初の体操学校女子部のキャンパス・ライフを想像することができるが、実技の授業はどのようにして行われていたのであるうか。渡辺氏と同様、雑色の体操学校を卒業後、母校で長く教鞭をとった後藤ツヤ氏は『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』の中で、理論科目の授業と合わせて、実技の授業を次のように回想している。

本校は、中等学校体操教員養成の学校である。したがって、文部省指導要目に示されている実技種目にいたっては、中等学校の生徒に指導できるだけの体力と技とを勉強した。陸上は、跳躍として幅跳、高跳、走力は一〇〇メートル、二〇〇メートル、投力は、円盤、砲丸である。球技はバレーボール、プレーグランドボール、庭球。器械体操は、バック、跳箱、スプリング使用の鉄跳、水平跳。器具体操は、啞鈴、棍棒、リングを使用している体操、及び肋木、横木、平均台であった。ダンスは作品を指導された。美野部先生の作品と、外国より輸入されたカドリール、コチロン等である。ダンスは女子部時代の最も重要な種目であった。作品のマスルカ、ファースト、紅バラ等、体育的でも曲が美しく、厳しい指導の中にも踊る楽しさに酔って、反復練習に雑念をすてた。特に明治神宮大会で毎年行われるマスゲームの練習では、グラウンドで月光を浴びて午後十時迄個別指導を受けた。

雑色女子部の正門と事務室、  
（昭和6年女子部アルバム）  
後方は寮

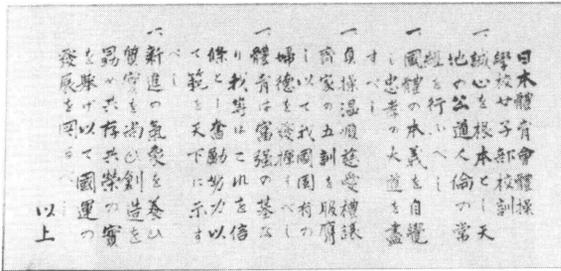


このように、後藤氏の回想するところによると、授業は大正十四年に改正された「学校体操教授要目」にそって実施されたようであるが、牛が淵時代と違って授業自体にゆとりがあったようである。午後二時、精華学校の授業が引けてから、体操学校の授業を開始し、六時に終業ではゆとりを得るには無理がある。しかし、雑色時代を迎えてからは通常の学校と同じく授業が開始されたのである。だから、一日の授業が終われば、あとの時間は学生たちの自由意思で使えることになる。学生たちの課外における活動が本格的に始動しはじめるための最低限の条件が整ったといえよう。雑色への移転の翌年、昭和三年春に次に掲げる「研究会規則」が制定され、課外活動としての学友会活動がはじまっている。文化部だけでなく、運動部もその研究会規則の中に加えられているのである。なお、左に掲げる「研究会規則」は昭和三年当時のものであるが（『女子部卒業生名簿』昭和三年）、昭和七年に弓道部が加えられている。

#### 研究会規則

第一条 正課時間外に於て学生の自治的、学術、技芸の研究に資する為研究会を置く

日本体育会体操学校女子部  
校訓(昭和6年女子部アル  
バム)



第二条 本会を左の各部に分つ

- 一 競技球技部
- 二 グダンス部
- 三 武道部
- 四 音楽部
- 五 文芸部
- 六 英語部
- 七 生花、茶の湯部
- 八 習字、国漢部

尚必要ある時は以上各部の増減を行ふ

- 第三条 本校生徒は以上各部の内、一科若くは数科を選択入部の義務を有す
- 第四条 本会に幹事長一名及幹事四名を置く、幹事長及幹事は生徒の互選を以て之を定む、幹事長は会務を総理し幹事は会計を司る。
- 第五条 会務の計画其他実施上に就ては各部長及委員の協賛を経て之を執行す
- 第六条 本会の会計は独立にして学生の自治とす
- 第七条 各部に部長及委員若干名を置く、部長及委員は各部員中より選挙す
- 第八条 本会の会費は会員一人に付一ヶ月一円とす
- 第九条 本会は会長に本校女子部長を、相談役に教頭並に主事を推戴す
- 第十条 本会各部を修了したる者は相当教師の推薦に依り会長より証書を授く

入会を義務づける自治活動として「研究会」が結ばれているが、競技スポーツに打ち込むも可し、教養を身に付けるのも可し、とするゆとりある「学友会」組織であったといえそうである。